

三井物産団体保険 加入手続き・簡単見積もり

WEBから手続きや見積もりが可能です。既契約者もマイページ登録をいただくことで内容が確認できます。

自動車保険・火災保険もこちらから詳細をチェック! ▶▶▶



三井物産インシュアランス LINE 公式アカウント お友達募集中!

お得情報や保険のお役立ち情報、
お得なキャンペーンも配信中!
ぜひご登録ください。



総合補償保険 保険金請求はこちら

スマートフォン・パソコン 24時間 365日ご利用できます

保険金請求WEBをご利用ください

事故の連絡・保険金の請求が **速い! 簡単! 便利!**

お手続きはQRコードから
簡単にアクセス! ▶▶▶▶

パソコンからの場合、代理店HPの個人のお客さまのページ
「保険金請求はこちら」をクリックし団体保険の保険金請求に関する
連絡先からWEBへアクセスください。
<https://www.insurance.ne.jp/personal/emergency/>



お電話 24時間 365日受付 通話料無料 こちらから請求書類の手配が可能です!

三井住友海上 三井物産グループ事故受付専用フリーダイヤル

 **0120-06-8333**

※電話番号はお間違いのないようご注意ください

お問い合わせ先/代理店・扱者

三井物産インシュアランス株式会社

〒100-0005
東京都千代田区丸の内3丁目4-1 TEL **03-4333-4567**
新国際ビル2階 FAX **03-4333-4584**
メール: e-hokenTKZHI@dg.mitsui.com



引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
企業営業第二部 物産営業第二室

〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL **03-3259-4248**

三井物産グループ限定!

三井物産グループの社員・退職者およびそのご家族向け

2023年保存版

各種専用サービスあり!

団体保険制度のご案内

三井物産グループのスケールメリットを活かし、割安の保険料で各種保険にご加入いただけます。
ぜひこの機会にご加入をご検討ください。

ケガや病気、日常生活の不安に備える

総合補償保険・ゴルファー保険・スーパー所得補償保険

【保険期間】2023年3月1日午後4時～2024年3月1日午後4時



最大
約**43%**
割引

自動車事故に備える

【団体割引適用期間】2023年1月1日～2023年12月31日



自動車保険

25%
割引

建物・家財の事故に備える

【団体割引適用期間】2023年1月1日～2023年12月31日



火災保険

10%
割引

詳しくはHPへ!
簡単見積りで保険料をチェック!



保険種類	三井物産団体保険			団体扱 自動車保険	団体扱 火災保険	ネット 完結型保険
	総合補償保険(基本補償／オプション)	golファー保険	スーパー所得補償保険			
割引率	最大約 43% 割引	最大約 43% 割引	最大 37% 割引	25% 割引	10% 割引	ネット割引 リピーター割引あり
特徴 補償内容	ケガや病気 賠償責任 携行品 親介護 海外での賠償 葬祭費用 ケガや病気、第三者への賠償責任等、様々なリスクに備えることができます。	単品加入可能！ ゴルフプレー中のリスクに備えることができます。	単品加入可能！ ケガや病気で働けなくなった場合の所得減少に備えられます。	団体割引の効いたお得な自動車保険です。	団体割引の効いたお得な火災保険です。	ネットから簡単に加入が可能な保険です。
補償事例 ・ こういう方におすすめ	- ケガや病気で入院や通院、手術をした - 人の物を壊した、人にケガをさせてしまった - 他人からの借り物を壊した - 先進医療を受け多額の治療費や交通宿泊費が掛かった 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になった際の治療や治療以外にかかる出費に備えたい - 万が一の時の葬式費用は残したい - 親の介護費用が心配 - 海外生活で損害賠償を請求された	- プレー中にケガをした - プレー中に他人にケガをさせてしまった - ゴルフ場・練習場でクラブが破損した際の修理費用に備えたい - 自宅の庭で練習時過って隣家を破損してしまった - ゴルフ場・練習場でゴルフ用品が盗難にあった - ホールインワン・アルバトロスのお祝い費用がかかった	- ケガや病気で長期に働けなくなった - 住宅ローンがあるので働けなくなると困る - 会社の休業補償制度だけでは心配なので、更に手厚く備えたい - 天災(地震・噴火・津波など)によりケガをし働けなくなった	- 事故を起こし他人にケガをさせた、他人のものを壊してしまった - 事故でご自身や同乗者がケガをした - 新車が事故で壊れてしまった、盗まれた - ロードサービスを使いたい - あおり運転に備えてドライブレコーダーをつけたい	- 火災や天災で建物が損害を受けた - マンションの上階からの水漏れにより家財が水浸しになった - 賃貸住宅でのオーナーに対する賠償責任 - 模様替え中、家財を壊してしまった - 災害時で家に住めないときの臨時費用に備えたい	- 手頃な価格で素早く海外旅行用の保険を手配したい - 一日だけ車を借りるので保険を手配したい - レジャー用の保険を検討したい - ペットの為の保険を検討したい - 痴漢の冤罪や被害、日常トラブルで発生しうる弁護士費用をカバーしたい
加入できる方の範囲	ご加入対象 三井物産グループ役職員・OB 被保険者 本人(役職員・OB)、配偶者、子、両親、兄弟姉妹、本人と同居の親族 等 ※詳細についてはP22をご確認下さい。		ご加入対象 被保険者 三井物産グループ役職員・OBのみ ※長期コースについて、OBの方はご加入いただけません。 ※詳細はP22を参照ください。	ご加入対象 三井物産グループ役職員・OB 被保険者(車両／物件所有者) 本人(役職員・OB)、配偶者、本人または配偶者の同居の親族		どなたでも可能
お申込み 手続き方法 見積もり	こちらのURLもしくはQRコードから、代理店ページに遷移できます。 WEBで詳細見積もりや申込み手続き、内容の確認が可能です。 URL https://www.insurance.ne.jp/personal/lp/ds-main/ ミックにゃん			自動車保険	火災保険	ネット完結型保険
				上記コードからHPで詳細が確認できます。見積もり依頼や問合せも可能です。 PCの方は以下URLから遷移するか、「三井物産インシュアランス」で検索！ URL https://www.insurance.ne.jp/personal/group/		

目次	総合補償保険.....	P3～	三大疾病診断保険金.....	P8	スーパー所得補償保険.....	P12～	各種サービスのご案内.....	P19,20
	基本補償.....	P4～6	葬祭費用保険金.....	P9	所得補償保険・短期補償コース.....	P13,14	よくある質問【FAQ】.....	P21
	日常生活賠償／受託物賠償.....	P7	親介護一時金.....	P9	所得補償保険・長期補償コース.....	P15,16	申込み方法について.....	P22
	携行品損害.....	P7	CPL保険.....	P10	団体扱自動車保険・火災保険.....	P17	別冊.....	巻末
	先進医療保険.....	P8	ゴルフアー保険.....	P11	インターネット完結型保険.....	P18		

総合補償保険

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・ゴルフ保険 (団体総合生活補償保険)・動産総合保険・個人包括賠償責任保険 (CPL保険))
(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)

総合補償保険とは

業務中、業務外を問わず病気やケガに対する入院・通院・手術など日常を取り巻くリスクに対応した総合型保険です。

総合補償保険の概要

■保険料は最大約43%割引が適用されています。

基本補償は①ケガのみコース②ケガと病気のコースからご選択いただくことができます。
充実したオプションをご用意しておりますので基本補償とセットでお申込みください。
ゴルフ保険 (団体総合生活補償保険) のみ単独加入可能です。

退職後もそのままご継続いただけます。

(お手続きが必要ですので三井物産インシュアランスまでご連絡ください。)

ご本人だけでなく、ご家族のみなさまもご加入いただくことができます。お子様のケガ、配偶者さまのケガ・病気、ご両親のケガや介護など目的に合わせ、ライフステージの変化に応じて毎年見直すことができます。



基本補償 オススメポイント

①ケガの通院は1日目から補償

「駅の階段で転倒し、足首の捻挫」「バレーボールで手の指の捻挫」「アイロンで火傷した」など、急激・偶然・外来の事故によるケガで通院された場合に、事故日より180日以内の通院に対して90日を限度に保険金をお支払いします。

②病気でも入院前後の通院を補償

疾病入院の場合、入院前60日、退院後180日以内の通院について90日を限度に補償します。
充実した通院補償で入院前の検査や、退院後のリハビリにも備えられます。

③病気で手術(入院中)を受けた場合の補償が手厚い

B・Dセットにご加入の場合、疾病入院を伴う健康保険適用の手術は、一時金10万円+実費100万円限度で補償します。

④海外でのケガや病気も補償

総合補償保険の確認事項

【自動更新(自動継続)制度について】

本保険は2023年3月1日午後4時～2024年3月1日午後4時の1年契約で自動更新です。
(更改内容をご確認いただき変更がなければお手続き不要です。)

【ご加入出来る方の範囲】

総合補償保険の被保険者になれる方の範囲は22ページをご確認ください。お申込人となれる方は三井物産株式会社および三井物産グループ会社の役員・従業員もしくはご退職された方となります。

STEP
1

基本補償 ①ケガのみコース

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

最大約 **43%** 割引!
団体割引等

入院日額5,000円のセット比較

セット名			Aセット 【ベースタイプ】		Cセット 【通院充実タイプ】	
	加入可能口数	3～20口まで		6～20口まで		
		1口あたり	5口の場合	1口あたり	10口の場合	
①	入院	1,000円	5,000円	500円	5,000円	
②	通院	500円	2,500円	500円	5,000円	
③	手術	入院中	20,000円	100,000円	10,000円	100,000円
		入院中以外	10,000円	50,000円	5,000円	50,000円
④	死亡・後遺障害	最高100万円	最高500万円	最高100万円	最高1,000万円	
月払保険料 (全年令 同一保険料)			260円	1,300円	220円	2,200円

※補償の詳細は以下の表(補償内容の説明)をご確認ください。

日常生活賠償・受託物賠償オプション(N1)とセットで加入がオススメ!!

自転車に乗られる方、小さなお子さまがいらっしゃる方に、
ケガの補償+日常生活賠償・受託物賠償のセット加入をオススメします。
他人をケガさせてしまった・他人のものを壊してしまった場合に備えましょう!
※日常生活賠償・受託物賠償は、ご本人が加入すると、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子等も補償対象となります。

詳細は
7ページ

補償内容の説明

①	傷害入院保険金	1回の事故につき、事故日から1,095日以内の入院に対して365日を限度にお支払い (最初の7日間は2倍のお支払い)
②	傷害通院保険金	1回の事故につき、事故日から180日以内の通院に対して90日を限度にお支払い
③	傷害手術保険金	事故日から1,095日以内に手術を受けた時
④	傷害死亡・ 後遺障害保険金	事故日から180日以内に死亡されたとき、または事故日から180日以内に後遺障害が発生したとき(後遺障害の場合は程度に応じ、保険金額の4～100%)

入院日額5,000円のセット比較

セット名		Bセット 【ベースタイプ】		Dセット 【通院充実タイプ】		Eセット 【カジュアルタイプ】	
加入可能口数		3～20口まで		6～20口まで		6～20口まで	
		1口あたり	5口の場合	1口あたり	10口の場合	1口あたり	10口の場合
①	入院 (病気・ケガ)	1,000円	5,000円	500円	5,000円	500円	5,000円
②	通院 ケガ:入院の有無に関係なく補償 病気:入院前後の通院	500円	2,500円	500円	5,000円	500円	5,000円
③	手術 ケガ	入院中		10,000円		100,000円	
		入院中以外		10,000円		50,000円	
④ ⑤	手術 病気	入院中		10,000円		100,000円	
		入院中以外		5,000円		50,000円	
⑥	放射線治療 (病気のみ)	10,000円		100,000円			
⑦	死亡・後遺障害 (ケガのみ)	最高100万円	最高500万円	最高100万円	最高1,000万円	最高100万円	最高1,000万円

※補償の詳細は6ページ下部の表(補償内容の説明)をご確認ください。

病気の補償のオススメポイント

疾病手術費用保険金:一時金10万円+
実費100万円限度(B、Dセット)

疾病入院を伴う健康保険適用の手術は、一時金10万円+実費100万円限度で補償します。入院をして手術を受ける際にはどんな費用がかかるでしょうか?・治療費・入院中の食費・差額ベッド代など、様々な費用がかかります。入院を伴う健康保険適用の手術を受けた場合には、手術日以降のこれらの実費費用を100万円を限度に補償します。※疾病手術費用保険金は入院をしてからの補償ですので入院中以外の手術は対象外です。Eセットは入院中以外の手術も対象となりますが、疾病手術保険金(定額)でのお支払いとなります。

保険料

	Bセット 3～20口まで	例	Dセット 6～20口まで	例	Eセット 6～20口まで	例
年令ごと/ 月払保険料	保険料の算出方法 傷害疾病補償保険料部分 +疾病手術費用保険料部分	5口の場合	保険料の算出方法 傷害疾病補償保険料部分 +疾病手術費用保険料部分	10口の場合	保険料の算出方法	10口の場合
0～4才	330円×希望口数+ 40円	1,690円	260円×希望口数+ 40円	2,640円	290円×希望口数	2,900円
5～9才	320円×希望口数+ 40円	1,640円	250円×希望口数+ 40円	2,540円	270円×希望口数	2,700円
10～14才	290円×希望口数+ 40円	1,490円	240円×希望口数+ 40円	2,440円	250円×希望口数	2,500円
15～19才	290円×希望口数+ 60円	1,510円	240円×希望口数+ 60円	2,460円	250円×希望口数	2,500円
20～24才	300円×希望口数+ 100円	1,600円	240円×希望口数+ 100円	2,500円	270円×希望口数	2,700円
25～29才	320円×希望口数+ 190円	1,790円	250円×希望口数+ 190円	2,690円	280円×希望口数	2,800円
30～34才	330円×希望口数+ 260円	1,910円	260円×希望口数+ 260円	2,860円	300円×希望口数	3,000円
35～39才	350円×希望口数+ 300円	2,050円	270円×希望口数+ 300円	3,000円	310円×希望口数	3,100円
40～44才	360円×希望口数+ 310円	2,110円	280円×希望口数+ 310円	3,110円	320円×希望口数	3,200円
45～49才	390円×希望口数+ 350円	2,300円	310円×希望口数+ 350円	3,450円	350円×希望口数	3,500円
50～54才	440円×希望口数+ 510円	2,710円	330円×希望口数+ 510円	3,810円	400円×希望口数	4,000円
55～59才	520円×希望口数+ 840円	3,440円	390円×希望口数+ 840円	4,740円	470円×希望口数	4,700円
60～64才	660円×希望口数+ 1,470円	4,770円	470円×希望口数+ 1,470円	6,170円	590円×希望口数	5,900円
65～69才	920円×希望口数+ 2,100円	6,700円	630円×希望口数+ 2,100円	8,400円	790円×希望口数	7,900円
70～74才	1,290円×希望口数+ 2,900円	9,350円	860円×希望口数+ 2,900円	11,500円	1,080円×希望口数	10,800円
75～79才	2,140円×希望口数+ 3,520円	14,220円	1,370円×希望口数+ 3,520円	17,220円	1,630円×希望口数	16,300円
80～84才	3,340円×希望口数+ 4,850円	21,550円	2,060円×希望口数+ 4,850円	25,450円	2,370円×希望口数	23,700円
85～89才	3,820円×希望口数+ 5,400円	24,500円	2,360円×希望口数+ 5,400円	29,000円	2,670円×希望口数	26,700円

セットごと・年令ごと【保険料表】

※保険料は、2023年3月1日時点での年令で計算してください。
※0才児の場合は2023年3月1日時点で生後15日以降であればご加入いただけます。
※1年更新ですので、毎年の保険料は保険始期日時点の年令区分における保険料となります。
※15才未満の方は、B・D・Eセットの加入限度口数は10口です。
※80才～のケガと病気のコースは継続加入用です。詳細はお問い合わせください。

簡単な
保険料試算は
こちらから

URL
<https://www.insurance.ne.jp/personal/group/pkg-pol/>



補償内容の説明

①	傷害入院保険金	1回の事故につき、事故日から1,095日以内の入院に対して365日を限度にお支払い(最初の7日間は2倍のお支払い)
②	疾病入院保険金	1回の入院につき、病気で初めて入院した日から1,095日以内の入院に対して365日を限度にお支払い
③	傷害手術保険金	1回の事故につき、事故日から180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払い
④	疾病手術費用保険金 (B/Dセット)	1回の入院につき、事故日から180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払い
⑤⑥	疾病手術保険金 (Eセットのみ)	疾病入院保険金を支払う場合で、入院前60日退院後180日の間の通院について、90日を限度にお支払い
⑦	傷害死亡・後遺障害保険金	事故日から1,095日以内に手術を受けたとき
⑧	疾病手術費用保険金 (Eセットのみ)	病気で初めて入院された日から1,095日以内に入院を伴う健康保険適用の手術を受けたとき
⑨	疾病手術保険金 (Eセットのみ)	疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)中に手術・放射線治療を受けたとき
⑩	疾病放射線治療保険金 (Eセットのみ)	保険期間の開始後に発病した病気の治療のために、保険期間中に手術・放射線治療を受けたとき
⑪	傷害死亡・後遺障害保険金	事故日から180日以内に死亡されたとき、または事故日から180日以内に後遺障害が発生したとき(後遺障害の場合は程度に応じ、保険金額の4～100%)

STEP 2 オプション 基本補償とセットでご加入ください。

基本補償(A～E)とセット加入で、 自転車利用時等のケガや日常賠償のリスクをカバー！

また補償を拡充し、
他人からの借用品を壊してしまった際の賠償リスクもカバー対象に！

(N1)日常生活賠償保険金＋受託物賠償責任保険金

海外もOK! (※一部国内のみ)

日常生活賠償保険金

■保険金額 **3億円** (免責金額: 1事故0円) (1口まで)

- 他人にケガをさせたり、他人のものを過って壊したりする等賠償金を支払わなければならない場合に、保険金額を限度にお支払いします。(例: 自転車に乗っていて他人にぶつかりケガを負わせてしまったなど…)
- 国内で発生した事故については、示談交渉サービス付

<ご注意>

- 同居する親族に対する損害賠償は対象外になります。

NEW

受託物賠償責任保険金

■保険金額 **30万円** (免責金額: 1事故5,000円) (1口まで)

- 国内での他人やレンタル業者からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金額を限度にお支払いします。

日常生活賠償＋受託物賠償＝ ■月払保険料 **120円**

同居家族のうち1名だけ加入すれば、**ご家族全員**※を補償します。

※ご家族全員とは…●ご本人の配偶者 ●ご本人または配偶者と同居の親族 ●ご本人または配偶者と別居の未婚の子 (注)上記の方が責任無能力者である場合は別の取扱いがあります。詳しくは別冊21ページを参照してください。

補償事例

- 自分の子どもが自転車運転中相手へケガさせてしまった
- 友人から借りたカメラを過って落とし、壊してしまった

※お子様が学校から貸与されている電子機器も対応！

近年自転車事故が注目されており、高額な賠償判決も発生。
自治体によっては条例により保険加入が義務化されています。

判決事例

判決認容額※

事故の概要

神戸地裁2013年

約**9,500万円**

小学生の児童が自転車を走行中に女性と衝突。被害者は意識が戻らない状態となった。

※判決認容額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

(N2)携行品損害(動産総合保険)

海外もOK!

同居家族のうち1名だけ加入すれば、**ご家族全員**※を補償します。

※ご家族全員とは…●ご本人の配偶者 ●ご本人または配偶者と同居の親族 ●ご本人または配偶者と別居の未婚の子

- 住宅(敷地を含みます。)外でご家族の持ち物が、盗難・破損・火災などの事故により損害を被った場合に保険金が支払われます。(例: デジカメを落として壊した、バッグが盗まれたなど…)

<ご注意>

- 他人からの預かり物、借り物は対象外となります。
- スマートフォン、ノートパソコン等の通信機器は対象外となります。詳細は別冊12ページを参照ください。
- 盗難の場合、警察への届出が必要となります。

■保険金額 **50万円** (免責金額: 1事故3,000円) (1口まで) ■月払保険料 **450円**

さらに補償を手厚くしたい方にオススメ！

(N3)先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金

国内のみ

ケガや病気の治療で生じた次の費用を、保険金額を限度にお支払いします。

先進医療・拡大治験または患者申出療養に要する費用

先進医療・拡大治験または患者申出療養を受けるための交通費

宿泊費(1泊1万円限度)

先進医療・拡大治験・

患者申出療養費用保険金額 **1,000万円** (免責金額なし 実費払) (1口まで)

■月払保険料 **80円**

※89才までご加入・ご継続いただけます。



基本補償「先進医療」の補償範囲拡大

従来の「先進医療」に加え「拡大治験」「患者申出療養」も補償の対象となります。改定に伴い、補償項目名が「先進医療」から「高度医療」へ変更となります。「高度医療補償」とは、健康保険が適用されない「先進医療」「拡大治験」「患者申出療養」をカバーする補償です。治療費用だけでなく、医療機関までの交通費、宿泊費(1泊1万円限度)も補償します。

先進医療

厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養です。高い治療効果が注目を集めていますが、先進医療に係る費用は患者の全額自己負担となるため、高額な治療費が必要な場合があります。

拡大治験

平成28年1月にスタートした国の制度。命にかかわる重い病気の患者に、承認されていない薬を人道的に治験*できるようにした制度です。通常の治験と異なり、患者自身が高額な費用を負担しなければならない場合があります。

※医薬品もしくは医療機器の製造販売に関して、医薬品医療機器等法上の承認を得るために行われる臨床試験のこと

患者申出療養

平成28年4月にスタートした国の制度。患者からの申出をもとに審査を行い、より身近な医療機関で未承認薬などの先進的な医療を受診できるようにする制度です。治療の選択肢が増える一方、患者申出療養に係る費用は患者の全額自己負担となるため、治療費が高額になる場合があります。

(N4)三大疾病診断保険金

海外もOK!

がん(上皮内がん含む)・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態となった場合に、口数に応じて、保険金をお支払いします。

三大疾病診断

保険金額 1口 **100万円** (3口まで)

! N4は基本補償B・D・Eセットにご加入の方のみお申込みできます。

オプションの月払保険料			
年令 (2023年3月1日時点)	(N4)三大疾病診断 (1口あたり)	年令 (2023年3月1日時点)	(N4)三大疾病診断 (1口あたり)
(注)0～4才	50円	45～49才	1,050円
5～9才	50円	50～54才	1,290円
10～14才	50円	55～59才	2,060円
15～19才	50円	60～64才	3,920円
20～24才	60円	65～69才	5,230円
25～29才	170円	70～74才	6,670円
30～34才	310円	75～79才	6,940円
35～39才	470円	80～84才	3,860円
40～44才	710円	85～89才	2,550円

(注)0才児の場合は2023年3月1日時点で生後15日以降であればご加入いただけます。

先進医療費用

先進医療費用は自己負担となります。

■1件あたりの先進医療にかかる費用の平均額

重粒子線治療 **3,123,757円**

陽子線治療 **2,714,943円**

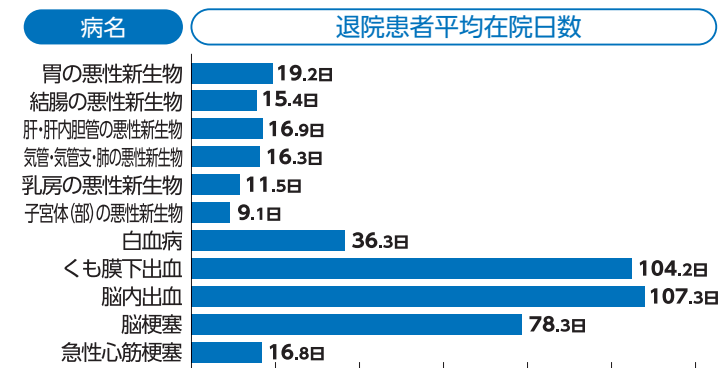
出典:厚生労働省 第93回先進医療会議資料
「令和2年度実績報告(令和元年7月1日～令和2年6月30日)」

「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

↓
〈N3〉先進医療・拡大治験・
患者申出療養費用保険金で
カバーできます。

三大疾病の退院患者平均在院日数

三大疾病は、病気によっては治療期間が長期にわたり、治療費が高額となる傾向にあります。



退院患者平均在院日数は、平成29年9月1日～30日の間に退院した患者の在院日数の平均。
出典:厚生労働省 平成29年「患者調査」

→ 〈N4〉三大疾病診断保険金でカバーできます。

オプションへのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険、動産総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

2 オプション 基本補償とセットでご加入ください。

もしものの時の整理資金を準備しておきたい

(Z) 葬祭費用保険金

海外もOK!

ケガや病気で死亡された際に生じた葬祭費用を親族の方が負担された場合に、保険金額を限度にお支払いします。

■ 葬祭費用保険金額 **300万円** (実費払)(1口まで)

オプションの月払保険料			
(注1)年 令	(Z)葬祭費用	(注1)年 令	(Z)葬祭費用
(注2)0～4才	280円	45～49才	550円
5～9才	40円	50～54才	900円
10～14才	30円	55～59才	1,380円
15～19才	80円	60～64才	2,250円
20～24才	90円	65～69才	3,710円
25～29才	90円	70～74才	5,960円
30～34才	130円	75～79才	10,240円
35～39才	190円	80～84才	18,150円
40～44才	320円	85～89才	52,230円

(注1) 年令は2023年3月1日時点です。

(注2) 0才児の場合は2023年3月1日時点で生後15日以降であればご加入いただけます。

親介護一時金

親御さまの介護の備えに

介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

POINT1

要介護状態が30日を超えて継続した場合、親介護一時金をお支払いします。

POINT2

親御さまは、満89才までご加入いただけます。

(Y2) 親介護一時金～要介護2のコース(新規加入の方)～

親御さまが所定の要介護*状態*となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合に一時金を親御さまにお支払いします。

■ 親介護一時金額 1口 **100万円** (5口まで)
※要介護2以上の状態等

支払事由に該当した場合は満期分までの保険料を一括でお支払いいただけます。

■ ご継続のみ(新規募集はY2コースのみとなります。)

(Y3) 親介護一時金～要介護3のコース(ご継続のみ)～

親御さまが所定の要介護*状態*となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合に一時金を親御さまにお支払いします。

■ 親介護一時金額 1口 **100万円** (5口まで)
※要介護3以上の状態等

支払事由に該当した場合は満期分までの保険料を一括でお支払いいただけます。

(Y2) 親介護一時金(注)(1口あたり)月払保険料			
20～44才	10円	65～69才	470円
45～49才	20円	70～74才	1,060円
50～54才	40円	75～79才	2,350円
55～59才	90円	80～84才	6,080円
60～64才	200円	85～89才	12,280円

(注) 保険料は補償の対象者(親)1名ごとの年令でご確認ください。年令は2023年3月1日時点の満年令

(Y3) 親介護一時金(注)(1口あたり)月払保険料			
20～49才	10円	70～74才	680円
50～54才	30円	75～79才	1,470円
55～59才	60円	80～84才	3,770円
60～64才	130円	85～89才	8,110円
65～69才	310円		

(注) 保険料は補償の対象者(親)1名ごとの年令でご確認ください。年令は2023年3月1日時点の満年令

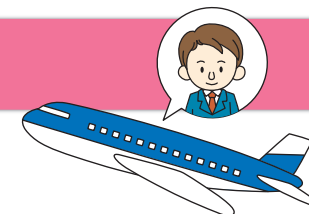
■ 公的介護保険制度の区分

		身体の状態(例)
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄はほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。問題行動や理解の低下が見られることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護	1	軽度の介護を必要とする状態 Y2 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	2	中等度の介護を必要とする状態 Y3 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	3	重度の介護を必要とする状態 食事にとときき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりでほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	4	最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。
	5	

【出典】公益財団法人生命保険文化センターホームページ「要介護度別の身体状態の目安」(2022年9月時点)

！ 基本補償+日常生活賠償・受託物賠償(N1)とセットでご加入ください。

『個人包括賠償責任保険(CPL保険)』



海外生活をされる方にお勧め！ 海外のみ対象 **25%割引!** 団体割引!

海外での日常生活のトラブルにも注意が必要です。思いもよらない高額な賠償金を請求されることもあります。

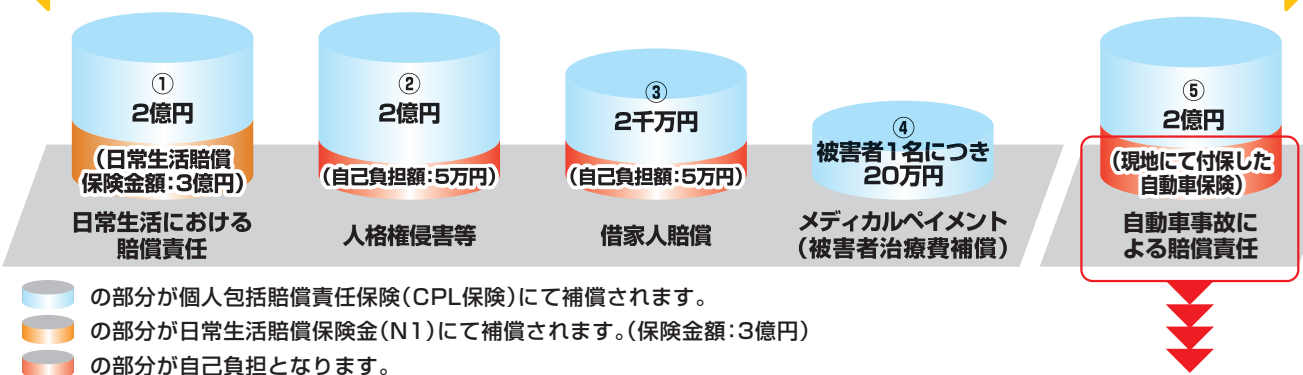
この「個人包括賠償責任保険(CPL)」保険は、**こんな時にお役に立ちます!!**

※示談交渉サービスは行いません。

保険金額(支払限度額)

CPL10・CPL11
CPL20・CPL21

ご本人の加入で
ご家族を補償



自動車事故による賠償責任の自己負担限度額(免責金額)(下記)については、現地の自動車保険に加入する必要があります。

【レンタカー】①事故発生地域において法律等で要求されている最低保険金額
【レンタカー以外】上記①または下記②のいずれか高い額
②<適用地域:米国・カナダ>対人1名US\$100,000-、対人1事故US\$300,000-、対物1事故US\$25,000
<適用地域:その他地域(日本を除く)>1事故US\$50,000-
※上記の詳細および日常生活中の事故については別冊14ページをご覧ください。

保険金の支払事例

① 日常生活上の事故

日常生活中に、他人にケガをさせたり、他人のものを過って壊したりして賠償金を支払わなければならない場合に、保険金をお支払いします。※[CPL20][CPL21]にご加入の場合は自動車運転中の対人・対物事故についても補償されます。

② 人格権侵害等

日常生活中に他人の名誉をき損したり、プライバシーを侵害したことで賠償金を支払わなければならない場合に、保険金をお支払いします。

③ 借家人賠償

滞在中のホテルの客室や客室内のものを壊してしまったり、借用中の住宅や借用住宅の貸主からの貸与物を壊してしまったりして賠償金を支払わなければならない場合に、保険金をお支払いします。

④ メディカルペイメント(被害者治療費補償)

下記の事故により他人に身体障害を与え、その治療費等を被保険者が支払う場合に、保険金をお支払いします。(被害者が医師の治療を受けた場合に限りです。)

・住宅の所有、使用または管理によって生じた偶然な事故
・日常生活によって生じた偶然な事故
・家事使用人が被保険者のために行う業務によって他人に身体障害を与えた場合

ご加入の手順

手順1. 自動車事故を補償するかしないか、および米国、カナダにおける賠償を補償するかしないかで合計4コースあります。ご希望のコース名を右記保険料表からご確認ください。

手順2. 希望されるコース名(数字のみ)を加入申込票のCPLの欄に記入してください。なお、ご本人が加入されると家族も補償されますので、ご本人以外の加入は不要です。

被保険者の範囲●記名被保険者

- 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者と同居(注1)の親族(注2)
 - 記名被保険者またはその配偶者と別居の未婚(注3)の子
 - 上記の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の親族に限りです。)
- ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。詳しくは別冊21ページを参照してください。

(注1) 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。
(注2) 「親族」とは、記名被保険者本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(注3) 「未婚」とは、これまで婚姻歴がないことをいいます。
※同居・別居の別および続柄は、保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。

ゴルフ大好き!!な方へオススメ

ゴルフプレー中のさまざまなトラブルを補償します。

👉 **ご加入セット** 以下セットよりお選びください。



セット名	保険金額と保険料				
	GAセット	GBセット	GCセット	GXセット	GDセット
golfer賠償責任保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※)	500万円	250万円	250万円	250万円	250万円
傷害入院保険金日額	7,500円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額×10倍 入院中以外の手術 傷害入院保険金日額×5倍				
傷害通院保険金日額	5,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
ゴルフ用品保険金額 ※免責金額はありません。	25万円	25万円	15万円	15万円	15万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円	50万円	30万円	15万円	対象外
月払保険料	940円	540円	360円	250円	140円

(※)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。

golfer賠償責任補償

海外もOK!

ゴルフプレー中や練習中に、他人にケガを負わせたり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

- ゴルフ場のティーグラウンドでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーにクラブが当たってケガをさせた。
- 自宅の庭で練習中に過ぎて隣家のガラスを割った。 など

golfer傷害補償

海外もOK!

ご自身がゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でケガをしたときに保険金をお支払いします。

- ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガをした。
- ゴルフプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした。 など

ゴルフ用品補償

海外もOK!

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品が盗まれたり、ゴルフクラブが破損したときに保険金をお支払いします。

- ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ゴルフ場でプレー中に誤ってゴルフクラブを折ってしまった。 など

ホールインワン・アルバトロス費用補償(GDセットは対象外)

国内のみ

日本国内において、被保険者が達成したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

注意事項

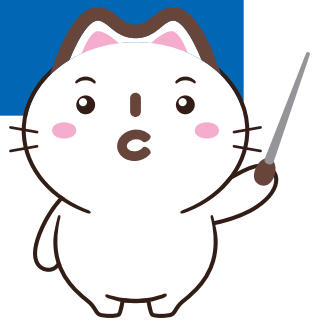
- 原則としてキャディを同伴していない場合(セルフプレー中の場合等)に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金のお支払いの対象にはなりません。詳細は別冊17ページをご確認ください。
- 複数の保険にご加入いただいても、お支払額はそのうち最も高い保険金額が限度となります。同様の補償の保険に加入していないかご確認ください。

保険期間 2023年3月1日午後4時～2024年3月1日午後4時

スーパー所得補償保険

(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)

「長期の病気やケガで働けない」という
リスクへの対策は充分ですか?



スーパー所得補償保険とは

業務中、業務外を問わず、病気やケガが原因で、入院または医師の指示による自宅療養のため、お仕事に従事できなくなった場合、保険金をお支払いします。医療保険は入院費用(臨時出費)のカバー、所得補償保険はお仕事に従事できなくなったことにより喪失した所得分をカバーする保険です。



スーパー所得補償保険の概要

■「短期補償コース(1年・3年)」と「長期補償コース(60才まで)」があります。

「長期補償コース」は365日免責と1,095日免責がございます。「短期補償コース」とセットでのご加入の場合は、補償が重複しないようにご確認ください。(詳細は14ページを参照ください)

■天災危険も補償します。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガによる就業不能および就業障害も対象となります。

■所定の精神障害も補償します。

「短期補償コース」、「長期補償コース」とともに所定の精神障害を補償します。

なお「長期補償コース」は、精神障害による就業障害についてはてん補期間に関らず、24か月を限度として補償します。

■住宅ローンを組まれている方には「長期補償コース」がおすすめです。

団体信用生命保険はお亡くなりになった時に保険金が支払われますが、就業障害状態に備え最長60才まで補償される(保険金が支払われる)のがこの保険の特徴です。

■受け取った保険金は非課税です。

支払われる保険金は所得税・住民税の課税はありません。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

短期補償コース(所得補償保険)

37% 団体割引等
%割引!

「1年コース」
の特長

1. 「1年間」の補償で、5口(保険金額5万円)から加入できます。
なお、保険料はご年令、免責期間(7日もしくは4日)によって異なります。
2. 免責期間を超えて就業不能である期間を補償します。

保険料表 保険金額: 1口1か月 1万円(最低5口)

1口あたりの月払保険料	セッ		AT	CT
	年令 ^(注)		7日免責	4日免責
	20~24才		52円	61円
	25~29才		59円	67円
	30~34才		73円	83円
	35~39才		91円	98円
	40~44才		114円	122円
	45~49才		136円	142円
	50~54才		157円	164円
	55~59才		167円	172円
保険金のお支払い	60~64才		176円	181円
	65~69才		211円	217円
	支払対象		8日以上入院・療養	5日以上入院・療養
	補償期間 ^(てん補期間)		入院・療養の8日目以降12か月限度	入院・療養の5日目以降12か月限度

「3年コース」
の特長

1. 「3年間」の補償で、5口(保険金額5万円)から加入できます。
なお保険料はご年令、免責期間(7日もしくは4日)によって異なります。
2. 免責期間を超えて就業不能である期間を補償します。

保険料表 保険金額: 1口1か月 1万円(最低5口)

1口あたりの月払保険料	セッ		AU	CU
	年令 ^(注)		7日免責	4日免責
	20~24才		66円	78円
	25~29才		76円	90円
	30~34才		97円	112円
	35~39才		127円	142円
	40~44才		166円	180円
	45~49才		205円	218円
	50~54才		242円	254円
	55~59才		261円	271円
保険金のお支払い	60才		277円	285円
	支払対象		8日以上入院・療養	5日以上入院・療養
	補償期間 ^(てん補期間)		入院・療養の8日目以降36か月限度	入院・療養の5日目以降36か月限度

(注) 2023年3月1日時点の満年令。
※保険金額に男女の別はありません。
※上記は職種級別1級(営業、事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
●天災危険補償特約(所得補償保険用)がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガによる就業不能の場合も保険金をお支払いします。
●精神障害補償特約がセットされていますので、所定の範囲の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能についても保険金をお支払いします。
●就業不能の原因となった身体障害を被保険者が被った時が、その原因を補償する保険(特約含む)に加入する前である場合は原則保険金をお支払いしません。

加入口数の上限の目安(平均月間所得額の40%以内)(最低5口)

セッ	年令	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~69才
AT/CT		30口	30口	40口	50口	80口	100口	120口	130口	90口
AU/CU		30口	30口	40口	50口	80口	100口	120口	130口	90口

※保険金額(ご契約金額)の設定について
所得補償の保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の40%以下の範囲内で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
※1年コースから、3年コースに変更される場合は、改めて健康状況告知をいただく必要があります。

支払保険金の比較例

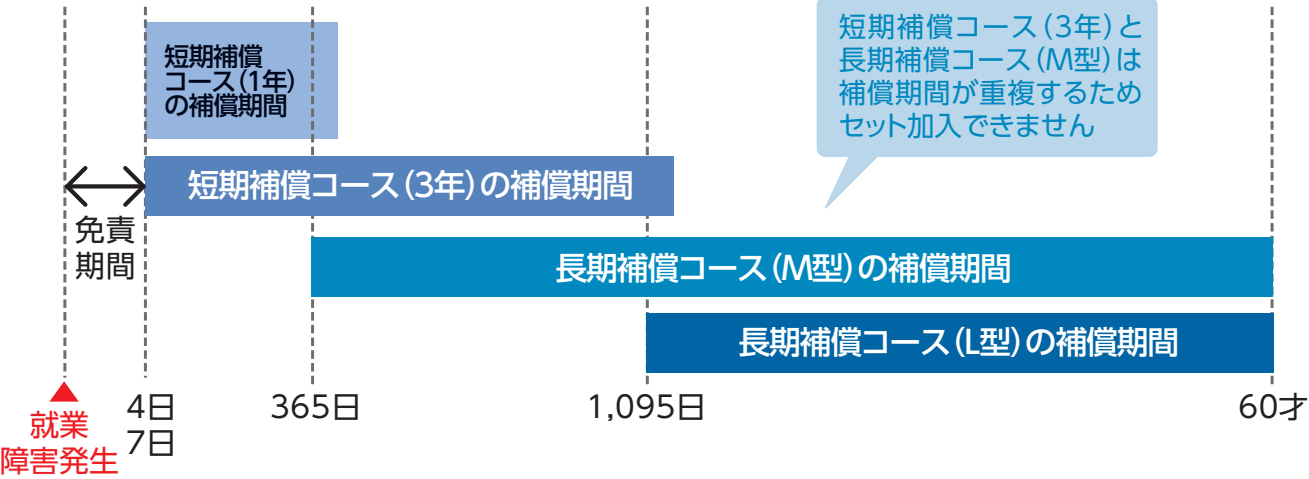
AT: 40口、CT: 35口にご加入で、就業不能期間2週間もしくは6か月間の場合の支払保険金を比較

就業不能期間		免責期間中のお支払い	2週間 (2023.10.10~2023.10.23)	6か月 (2023.10.10~2024.4.9)
セッ	AT	7日免責 (2023.10.10~2023.10.16)	400,000円(40口)× $\frac{7日間}{30}$ ≒93,333円	400,000円(40口)× $(5+\frac{23}{30})$ か月 ≒2,306,667円
	CT	4日免責 (2023.10.10~2023.10.13)	350,000円(35口)× $\frac{10日間}{30}$ ≒116,667円	350,000円(35口)× $(5+\frac{26}{30})$ か月 ≒2,053,333円

*保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合については、別冊18ページをご参照ください。

長期補償コース(団体長期障害所得補償保険)とのセット加入について

「短期補償コース(3年)」と「長期補償コース(M型)」をセットで加入する場合、一部補償期間が重複します。重複してご加入されないようご注意ください。



長期補償コース(団体長期障害所得補償保険)

30%割引!
団体割引

「長期補償コース」の特長

1. 最長「60才まで」の長期にわたる補償

病気またはケガで働けない状態(就業障害)^(注1)が免責期間を超えて継続する限り、最長60才に達した日^{*}の属する年度の3月末日まで保険金をお支払いします。ただし、免責期間の終了日の翌日から起算し60才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者についてはてん補期間を3年とします。
※60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

2. 復職後も引き続き補償

復職された場合(就業障害発生時と異なる三井物産株式会社および三井物産グループ以外の企業へ復職された場合も含みます)でも、就業障害^(注1)の原因となった病気やケガにより、就業障害発生直前の80%未満に所得が減少している場合には、「所得喪失率^(注2)」に応じて補償します。

3. お支払いする保険金

保険金額 (支払基礎所得額)	M20型・L20型 毎月20万円 M40型・L40型 毎月40万円	M30型・L30型 毎月30万円
-------------------	--------------------------------------	------------------

保険期間中に就業障害^(注1)が発生し、その期間が免責期間(365日または1,095日)を超えた場合に、就業障害^(注1)が継続する限り、就業障害である期間1か月について以下の保険金をお支払いします。

- (1) 全く就業できない場合………保険金額(支払基礎所得額)
(2) 一部就業できる場合………保険金額(支払基礎所得額)×所得喪失率^(注2)
(注1)「就業障害」とは、就業に支障が生じている下記状態をいいます。

免責期間(365日または1,095日)中	てん補期間開始後
被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態。	身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率 ^(注2) が20%超。

(注2)「所得喪失率」とは、 $\left(1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}\right)$ により算出します。
なお、回復所得額とは、被保険者が免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。

- 支払基礎所得額は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の免責365日コースは40%以下、免責1,095日コースは70%以下となるタイプに加入ください。
- 精神障害補償特約がセットされているため、所定の範囲の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、てん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。
- 天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。

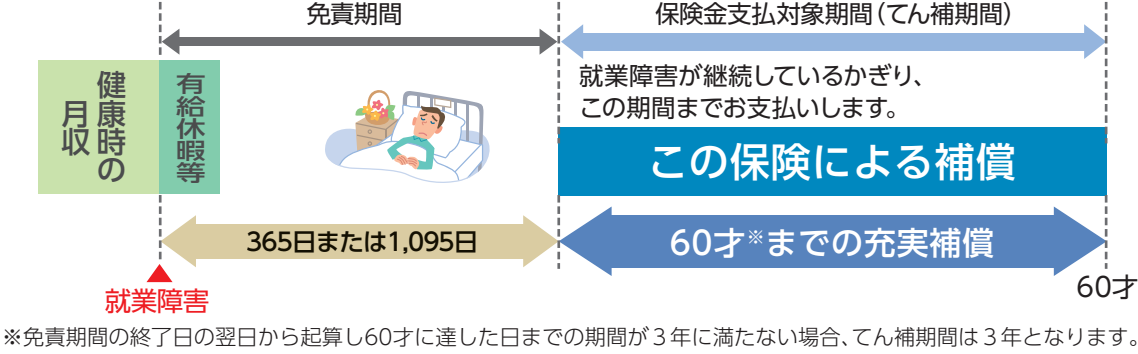
4. 保険金額と保険料

保険料表 月払保険料(男女の別により保険料が異なります)

セッ ト	免責365日コース					
	M20型(支払基礎所得額20万円)		M30型(支払基礎所得額30万円)		M40型(支払基礎所得額40万円)	
	男	女	男	女	男	女
20才～24才	1,180円	785円	1,770円	1,177円	2,360円	1,570円
25才～29才	1,253円	1,021円	1,879円	1,532円	2,506円	2,043円
30才～34才	1,474円	1,410円	2,211円	2,115円	2,948円	2,821円
35才～39才	1,835円	2,011円	2,752円	3,017円	3,670円	4,022円
40才～44才	2,543円	3,030円	3,815円	4,545円	5,087円	6,059円
45才～49才	3,340円	3,949円	5,011円	5,923円	6,681円	7,898円
50才～54才	3,854円	4,265円	5,781円	6,397円	7,708円	8,529円
55才～59才	3,835円	3,822円	5,752円	5,732円	7,670円	7,643円

(注)2023年3月1日時点の満年齢。
※前年度までにご加入の方で、支払基礎所得額を増額・免責期間の短縮をされる場合は、改めて健康状況を告知いただく必要があります。

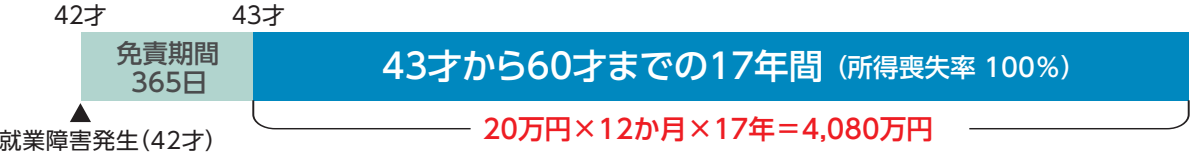
「長期補償コース」のイメージ図



保険金お支払例 M20型／支払基礎所得額20万円 免責期間365日てん補期間60才に達した日の属する年度の3月末日まで

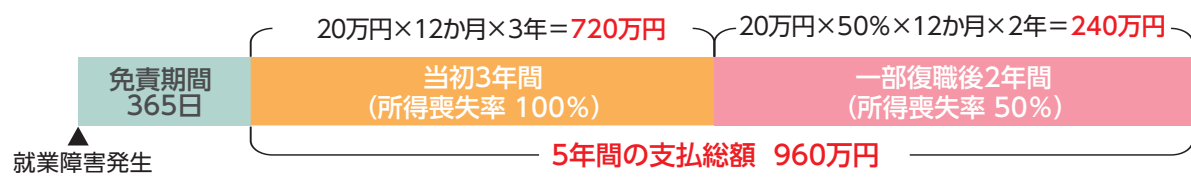
Case 1 60才まで就業障害が続いた場合

43才になった年度の3月末日の365日前に交通事故にあい、免責期間終了後も全く働けない状態が60才まで続いた。



Case 2 リハビリ後、職務復帰する場合

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が3年間続いた。職務復帰したものの、2年間は正常勤務できず月の所得額が50%減少した(所得喪失率が50%であった)が、それ以降は正常勤務した。



*保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合については、別冊19～20ページをご参照ください。

セッ ト	免責1,095日コース					
	L20型(支払基礎所得額20万円)		L30型(支払基礎所得額30万円)		L40型(支払基礎所得額40万円)	
	男	女	男	女	男	女
20才～24才	1,040円	739円	1,560円	1,109円	2,080円	1,478円
25才～29才	1,090円	929円	1,635円	1,393円	2,180円	1,857円
30才～34才	1,255円	1,254円	1,882円	1,881円	2,509円	2,508円
35才～39才	1,551円	1,751円	2,326円	2,627円	3,102円	3,503円
40才～44才	2,091円	2,587円	3,137円	3,881円	4,182円	5,174円
45才～49才	2,644円	3,184円	3,965円	4,776円	5,287円	6,368円
50才～54才	2,552円	2,846円	3,829円	4,268円	5,105円	5,691円
55才～59才	3,385円	3,460円	5,078円	5,189円	6,771円	6,919円

団体扱自動車保険

大口団体
25%
割引

団体扱自動車保険の特徴

三井物産、および三井物産グループ社員の皆様には、大口団体割引25%^(注1)を適用した団体扱自動車保険を提供しております。

(注1)大口団体割引は、2023年1月1日から2023年12月31日までの保険始期契約に適用されます。2024年1月1日以降は大口団体割引が変更となる場合がありますので、三井物産インシュアランスにご確認ください。割引率は「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動します。

団体扱自動車保険のおススメポイント

POINT

1

ご退職後も大口団体割引継続可能！

ご退職後も割引保険料のままで継続が可能です。

POINT

2

同居のご家族にも適用！

同居のご家族のお車も割引対象です。

POINT

3

三井物産グループ専用のサービスダイヤルが利用可能！

ご加入者様は専用のサービスダイヤルが利用可能です。

サービス詳細はこちら ▶▶▶



団体扱火災保険

大口団体
10%
割引

団体扱火災保険の特徴

三井物産、および三井物産グループの社員の皆様には、大口団体割引^(注1)10%^(注2)を適用した団体扱火災保険を提供しております。

(注1)大口団体割引は、2023年1月1日～2023年12月31日の間に保険始期日があるご契約に適用されます(ただし、地震保険には適用されません。)2024年1月1日以降は大口団体割引が変更となる場合がありますので、三井物産インシュアランスにご確認ください。

(注2)割引が適用される保険期間と払込回数は、保険期間が1年の一括払・月払、または保険期間2～5年の年払・月払となります。

マイホームを購入したら

建物の火災保険は必須です。家財の補償や水災・地震等による損害への備えも十分ですか？

家を借りたら

家財の補償の他、借家を壊してしまったり、失火した場合は大家さん・隣家への賠償に備える必要があります。

火災保険の補償内容

火災保険で補償される事故は「火災」ではありません。他にも、落雷や風災、水災、水濡れ、盗難などの事故による損害の補償もごございます。

なお、火災保険では地震を原因とする損害は補償されませんので、地震による損害に備えるためには「地震保険」への加入が必要です。

インターネットで手続き可能な保険商品ラインナップ

インターネットでお手軽に加入できます！

代理店ホームページより簡単にご加入いただけるWEB保険を各種取り揃えております。皆さまのライフスタイルに合わせて、団体保険と組み合わせてご加入いただけます。

詳細はホームページよりご確認ください。

“MICであんしん”で検索！またはQRコードよりアクセス！



自転車保険

自転車事故による相手への**高額な賠償責任**と**ご自身のケガ**に備えることができます。スマートフォンからでも簡単にご加入いただける保険です。

三井物産団体保険の基本補償に既にご加入いただいている方は、本パンフレットの7ページ、N1日常生活賠償保険金がオススメです。N1も「自転車保険」で義務化の対象となっている補償内容です。また、国内だけでなく海外での事故も対象となります!!
(賠償責任の一部は国内のみ)

ネットde保険
@さいくる
(パーソナル生活補償保険)

海外旅行保険

海外旅行中のケガや病気・トラブルに備える保険です。海外での治療費は高額になることがあります。しっかりと備えておきましょう。三井住友海上の海外旅行保険には**リピーター割引**もあり、頻繁に海外旅行・出張に行かれる方におすすめです。その他の取扱い保険会社はホームページよりご確認ください。



ネットde保険
@とらべる
(特定手続用海外旅行保険)

1DAY保険

リピーター 割引あり！

自動車保険

クルマを借りたら忘れずに
1DAY保険

自分で車を持っていない場合でも車に乗る機会ありませんか？
家族や友人に車を借りて運転するときでも安心な自動車保険です。
1日800円から加入いただけます。

急な予定に

レジャー保険

海だ！山だ！ゴルフだ！
1DAYレジャー保険

(24時間単位型総合生活補償保険)

ワンコインから1日だけのレジャーに手軽に備えることができます。レジャー全般を補償するプランだけでなく、ゴルフ向け、ハイキング・軽登山向け、スキー・スノーボード向けプランもあります。急な予定にも対応可能です。

その他、以下ラインアップを取り揃えております。

前日でも加入可能

ゴルフ保険

ネットde保険
@ごるふ
(パーソナル生活補償保険)

被害者になっても加害者になっても補償

弁護士保険

弁護士費用・弁護士報酬などのトラブルから家族を守る
ワンコインで入れる弁護士保険
家族の弁護士さん
月額500円

インターネットで簡単にお申し込み

バイク保険
(自賠責)

ネットde保険
@ばいく

ペットとあなたに安心を

ペット保険

ペットサポートの
PS保険
ペットの健康を守る

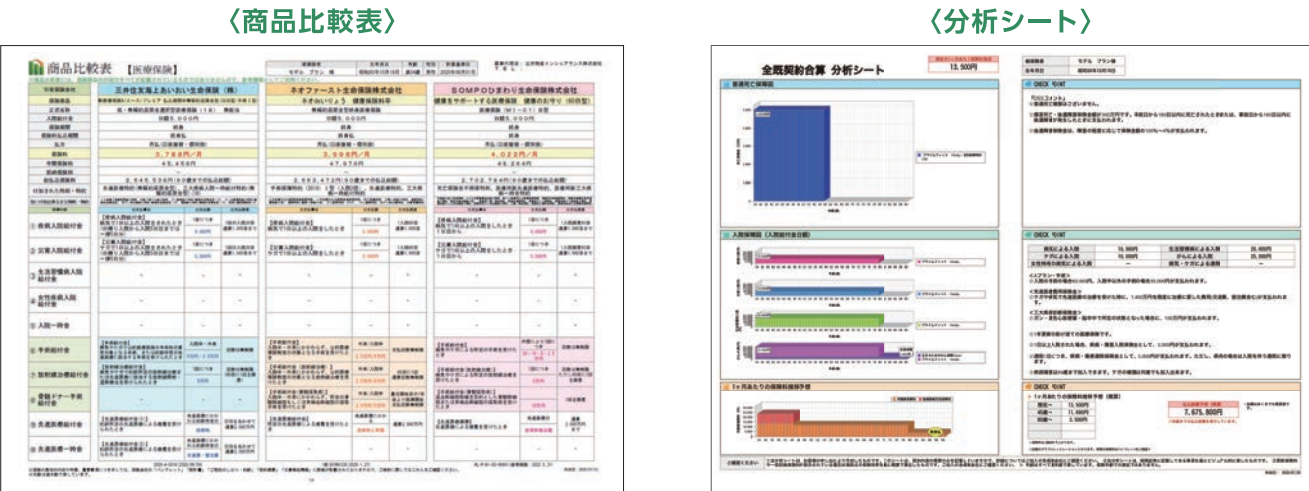
サービス内容のご案内

三井物産インシュアランスでは三井物産グループの皆さまにご利用いただける各種サービスをご用意しています。

三井物産のインハウス保険代理店として、会社の福利厚生制度を踏まえて、最適なお提案をさせていただきます。

保険診断&証券分析サービス

現在ご加入の保険の分析をして過不足分を認識。代理店取り扱いの14社の生命保険会社の中から最適な保険をご提案いたします。



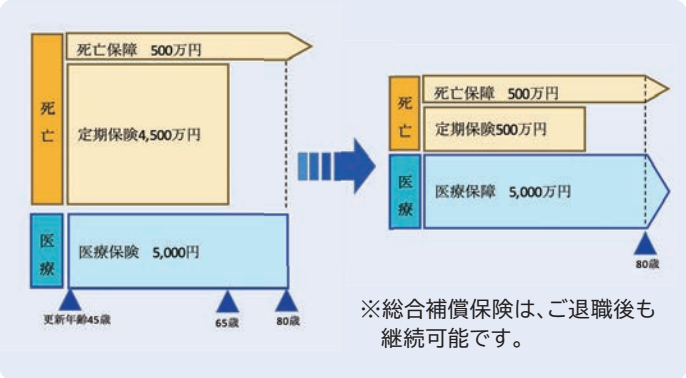
職域ローン（自動車購入サポート）のご紹介

お車購入をご検討中の三井物産グループ正社員の皆様に金利割引のあるお得なローンをご用意しております。



ご退職者様向けサービス（現役の方もご利用可能です）

保障の見直し
セカンドライフに備え保険の見直しが必要です。死亡保障の額と期間が過不足ないか、医療保険が更新型の場合は健康なうちに終身保障に切り替える等お客様のライフプランにあったご提案をいたします。



生活サポートサービス

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。
総合補償保険・スーパー所得補償保険にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。
※メンタルヘルズ相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみがご利用いただけます。
詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



健康・医療 ◆メンタルヘルズ相談:平日 9:00~21:00 / 土曜日 10:00~18:00 ■左記以外:年中無休24時間対応

- 健康・医療相談**
日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。
また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。
- メンタルヘルズ相談<疾病補償プラン加入者限定>**
メンタルヘルズに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
※対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。
- 診断サポートサービス**
(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)
提携機関をご紹介します。また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供**
「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
※セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。
- 医療機関総合情報提供**
地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。
- 女性医師情報提供、女性医師相談**
女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護 専任の相談員がお応えします 年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供**
老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。
- 介護に関する悩み相談**
介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談**
公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・行方不明時の対応相談 専任の相談員がお応えします 年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談**
社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談**
認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。
- 暮らしの相談**
平日 14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)**
個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。
- 暮らしの税務相談**
個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス 平日 10:00~17:00

- 子育て相談(12才以下)**
妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。
- 暮らしの情報提供**
●冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介**
●福祉機器および介護用品のレンタル・販売
●緊急通報サービス
●ベビーシッター

健康・介護ステーション インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号 サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。
※平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
※お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りします。
※本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
※本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

よくある質問【FAQ】 総合補償保険・スーパー所得補償保険

- Q** 保険料の引き去りはいつからはじまりますか？ **➤** **A** 総合補償保険/スーパー所得補償保険
→補償開始月の2か月後より引き落としが始まります。
- Q** 退職後も継続できますか？ **➤** **A** 総合補償保険、スーパー所得補償保険の短期補償コース
(退職後もお仕事を続けられる方)は退職後も引き続き
ご継続いただけます。スーパー所得補償保険の長期補償
コースはご継続できません。
- Q** 退職時に手続きは必要ですか？ **➤** **A** 必要です。ご退職が決まりましたら、三井物産インシュア
ランス株式会社まで速やかにご連絡ください。
手続きのご案内をさせていただきます。
- Q** 保険期間中に住所変更や改姓があった場合、
手続きは必要ですか？ **➤** **A** 必要です。三井物産インシュアランス株式会社までご連絡
ください。手続きのご案内をさせていただきます。
- Q** 保険期間中に内容の変更や中途加入はで
きますか？ **➤** **A** できます。毎月1日付にて変更・中途加入・解約が可能です。
手続きは前月末日までに必要です。ご希望ございましたら
三井物産インシュアランス株式会社までご連絡ください。
※ただし2月のお手続きは、更新手続き上承れません。
- Q** 入院の定義は何ですか？ **➤** **A** 診断書・領収書・診療明細書等により確認しています。「入院
基本料」等の算定があるか、ない場合には医療機関に「入院」
が「外来」かを確認し、判断しています。

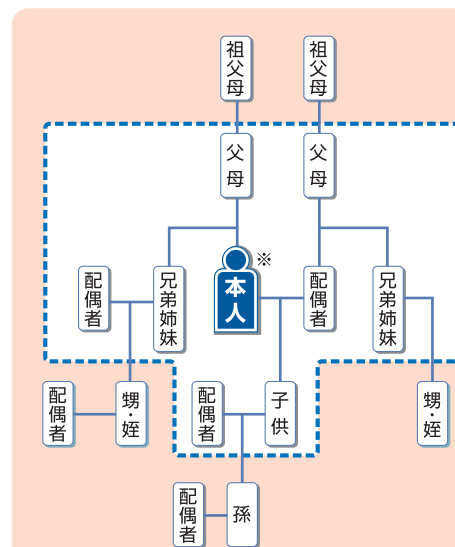
総合補償保険について

- Q** オプションのみの加入はできますか？ **➤** **A** できません。オプションは基本補償とセットでご加入くだ
さい。ゴルフ保険(団体総合生活補償保険)とスーパー
所得補償保険については単品でご加入いただけます。
- Q** 家族のみでも加入できますか？ **➤** **A** できます。申込人は三井物産株式会社および三井物産グ
ループ会社の役員・従業員もしくは退職者ですが、被保険者
はご家族のみでもご加入いただけます。
- Q** 通院のみでも保険金の請求はできますか？ **➤** **A** 偶然・急激・外来のケガについては、通院のみでも保険金請求
いただけます。疾病については入院前後の通院のみご請求可
能です。詳細は別途お問い合わせください。
- Q** 柔道整復師(接骨院、整骨院等)での施術や、
鍼・灸・マッサージなどの医療類似行為は、
保険金支払いの対象になりますか？ **➤** **A** 柔道整復師による施術の場合、通院日数、就業不能・就業障
害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応
じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。
また、鍼・灸・マッサージ等の医療類似行為は、医師の指示に
基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象になるため、保
険金請求には医師の指示書等のご提出が必要となります。
- Q** 海外でも保険は適用ですか？ **➤** **A** 一部オプションを除き海外でも適用です。また海外赴任の
際には、個人包括賠償責任保険(CPL保険)をおすすめして
おります。(P10をご参照ください)
- Q** 入院せずに手術した場合でも
請求できますか？ **➤** **A** 疾病手術はEセットは対象となります。B、Dセットでは入院
中であれば疾病手術は対象ですが、入院中以外の疾病手術は
対象外となります。ケガの手術は全ての基本補償で入院の有
無を問わず対象となります。

総合補償保険・スーパー所得補償保険のお申込み方法



- 1** **保険の検討** このパンフレットを参考に、必要な保険をご検討ください。
- 2** **申込み手続き
問合せ／ご相談** 以下方法にてお手続き、お問い合わせください。
- ①Webより新規加入手続きが可能です。URLもしくはQRコードを読み取り、新規
手続きやお見積りが可能です。
- ②紙での手続きやご相談、問い合わせをご希望の場合は、URLもしくはQRコードを
読み取り、問い合わせページからご連絡ください。
URL <https://www.insurance.ne.jp/personal/lp/ds-main/>
- スマホはこちらから➡



被保険者になれる方の範囲

三井住友海上「総合補償保険」・「スーパー所得補償保険」

三井住友海上「総合補償保険」

枠内は、別居の方もご加入いただけます。
枠外は、同居が条件となります。

●親族とは、6親等内の血族と3親等内の姻族で
あり左記記載以外の方も対象となる場合があ
ります。
※本人とは三井物産株式会社および三井物産グルー
プ会社の役員・従業員・退職者の方をいいます。

詳細は別冊1ページおよび別冊21ページをご参照
ください。

三井住友海上

「スーパー所得補償保険」

短 期 補 償 コ ー ス :
三井物産株式会社および
三井物産グループ会社の役員・
従業員の方。
三井物産株式会社および
三井物産グループ会社を退職
後もお仕事を続けられている
方。

長 期 補 償 コ ー ス :
三井物産株式会社および
三井物産グループ会社の役員・
従業員の方。
詳細は別冊1ページおよび別冊
21ページをご参照ください。

〈代理店・扱者〉

三井物産インシュアランス株式会社 個人・職域営業部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4-1 新国際ビル2階

お問い合わせ先

03 - 4333 - 4567

(平日 10:00~16:00 土日祝休)

受付時間に変更となる場合がございます。詳細はホームページをご確認ください。

■E-mail e-hokenTKZHI@dg.mitsui.com

■総合補償保険案内HP <https://www.insurance.ne.jp/personal/group/pkg-pol/>

三井物産グループの社員・退職者の皆さまへ

【別冊】 三井物産団体保険制度のご案内

目 次

保険の 概要について

特にご注意いただきたいこと…………… 別冊 1～3 ページ

補償の内容…………… 別冊 4～20 ページ

重要事項のご説明…………… 別冊 21～24 ページ

申込み 手続きについて

ご加入内容確認事項
健康状況告知書ご記入のご案内…………… 別冊 25～27 ページ団体総合生活補償保険(MS&AD型)
健康状況告知書質問事項…………… 別冊 28～30 ページ
*親介護一時金支払特約を希望される方は、別冊28ページの内容もご確認ください。所得補償保険・団体長期障害所得補償保険
健康状況告知書質問事項…………… 別冊 31.32 ページ

「総合補償保険」「スーパー所得補償保険」の共通の別冊です。各制度にご加入いただける方およびご加入いただける保険の種類は中面(別冊1ページ)をご覧ください。

この冊子には加入手続きのための健康状況告知書質問事項や、補償内容に関する大切な事柄が記載されています。お手続きの前にご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

なお、本パンフレットは保険期間終了(2024年3月1日)まで必ずお手元に保管ください。

特にご注意いただきたいこと

制度名	お申込人となれる方	被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方 (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。	ご加入いただける保険の種類		
			団体総合生活補償保険・ 動産総合保険・ 個人包括賠償責任保険(CPL)	所得補償 保険	団体長期 障害所得 補償保険
総合補償 保険	三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員(1年以上勤務(予定)の契約社員・パート・アルバイト社員等を含む)・退職者に限ります。	三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。	○	×	×
スーパー 所得 補償保険	①所得補償保険:三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者(退職後もお仕事を続けられる方)に限ります。 ②団体長期障害所得補償保険:三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。	①所得補償保険:三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者です。 ②団体長期障害所得補償保険:三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員です。	×	○	○

- 「子ども」「両親」「兄弟姉妹」は血族・姻族の別を問いません。「親族」の範囲は、「6親等内の血族、3親等内の姻族」を言います。
- 団体総合生活補償保険(MS&AD型)のBセット、Dセット、Eセット、N3、N4、Zオプションの被保険者(補償の対象者)本人(*)としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点で満0才(生後15日以上)以上89才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 団体総合生活補償保険(MS&AD型)のY2オプション、Y3オプションの特約被保険者(補償の対象者)としてご加入いただける方は、次のすべてに該当する方となります。
 - ・本人の親(姻族を含みます。2名までご加入できます。)
 - ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方
 - ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
- 所得補償保険のATセット、CTセットに被保険者(補償の対象者)本人(*)としてご加入いただける方は、働いて収入(所得)を得ている方で、保険期間の開始時点で満20才以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 所得補償保険のAUセット、CUセットに被保険者(補償の対象者)本人(*)としてご加入いただける方は、働いて収入(所得)を得ている方で、保険期間の開始時点で満20才以上60才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 団体長期障害所得補償保険の被保険者(補償の対象者)本人(*)としてご加入いただける方は、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、保険期間の開始時点で満20才以上59才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

■ご加入手続きの流れ

- 1)加入申込票(告知事項を含む)に必要な事項を記入・署名のうえ、三井物産インシュアランスに申込締切日までにご提出ください。
- 〈自動継続の取扱いについて〉
- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- 2)ご加入者の方あてに加入者証を送付いたします。加入者証は内容をご確認のうえ、大切に保管してください。(この保険は、三井物産株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者のご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。なお、保険証券は三井物産株式会社が有します。)

■保険期間

この保険契約の保険期間は1年間(2023年3月1日午後4時～2024年3月1日午後4時)となります。

■保険料の払込方法

- 保険料の払込方法は、役員・従業員の方は2023年5月以降毎月給与引去りまたは口座振替により、退職者の方は2023年5月以降毎月26日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)にご指定の口座からの口座振替により払い込む分割払となります。

- 年令別保険料が設定されているプランの保険料は、2023年3月1日時点での被保険者ご本人の満年令によります。

■ご加入にあたっての注意事項

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

- ・病気の補償
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ・ケガの補償
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ・上記以外の補償
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

【動産総合保険・個人包括賠償責任保険(CPL)・ゴルフ保険(団体総合生活補償保険)】

- ・保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)。
- ・保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

- ・保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【団体総合生活補償保険】

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

■保険金をお支払いする場合に該当したとき

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内※にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって

被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- ※個人包括賠償責任保険・動産総合保険には「30日以内」の適用はしません。

【動産総合保険】

事故が起きたときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番)
- ②盗難事故の場合、警察へ連絡(警察は110番)
- ③目撃者の確認

【個人包括賠償責任保険(CPL)】

- 事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①ケガ人の救護
- ②損害の発生および拡大の防止
- ③相手の確認
- ④目撃者の確認

■ 三井住友海上へのご連絡は ■

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189**(無料)へ

＜保険金支払いの履行期＞

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(※1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(※2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

【団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書

- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・休業・所得証明書(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険のみ)
- ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険のみ)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

【動産総合保険・個人包括賠償責任保険(CPL)】

- ※1特約に基づいて保険金の請求を行うときは、下記の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

- ※2事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、下記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いがありますので、ご了承ください。

- (1)引受保険会社所定の保険金請求書
- (2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認

する書類およびその他これに類する書類(注)

(注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。

【書類の例】警察署・消防署の証明書、交通事故証明書等

(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類(個人包括賠償責任保険(CPL)のみ。)

- ①他人の人身障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類

- 【書類の例】診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書等
- ②他人の財物損壊(損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 【書類の例】修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類等
- ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類

【書類の例】示談書、判決書等

(4)損害が発生した物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類

- ①損害が発生した物の価額を確認する書類
- 【書類の例】固定資産台帳、売買契約書、購入時の領収書等
- ②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類
- 【書類の例】修理見積書・請求書・領収書、損害明細書、調査に関する同意書等

(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類

- ①保険金請求権者を確認する書類
- 【書類の例】委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本等
- ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類
- 【書類の例】引受保険会社所定の同意書等
- ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類

【書類の例】示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書、被害者からの領収書等

以下、④⑤は個人包括賠償責任保険(CPL)のみ。

④第三者の加害行為、共同不法行為の場合等に第三者等に対する権利の移転を確認する書類

【書類の例】権利移転証(兼)念書等

⑤保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類

【書類の例】委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書等

以下、⑥⑦⑧は動産総合保険のみ。

⑥保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類

【書類の例】メーカー保証書、売買契約書、送り状等

⑦損害が生じた物の所有者(所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。)を確認する書類

【書類の例】固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、入庫伝票等

⑧質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類

【書類の例】質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書／証等

＜代理請求人について＞

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

＜示談交渉について＞

【団体総合生活補償保険】

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

【示談交渉サービス】

日本国内において発生した、日常生活賠償特約・ゴルフ保険賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

【示談交渉を行うことができない主な場合】

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約・ゴルフ保険賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合

- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 【個人包括賠償責任保険（CPL）】
- 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- その他注意事項
- 退職される場合には、事前に代理店・扱者にご相談ください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険料を払込みいただく場合、第2回目以降の保険料は、保険料払込期日までに払込みください。払込猶予期間(保険料払込期日の翌月末日(※))までに保険料の払込みがない場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
(※)保険料の払込方法が口座振替のご契約の場合は、保険料が払い込まれなかったことについて故意または重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、この場合は保険料払込期日到来前の保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。
- 保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの保険料を請求させていただくことがあります。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いはまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。(動産総合保険以外)
団体割引率は、ご加入いただいた被保険者(保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等)の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または引受条件の変更を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。(動産総合保険)
- 損害率による割引につきましては団体総合生活補償保険の傷害部分に適用されております。
- 個人包括賠償責任保険(CPL)は募集の結果、記名被保険者数が団体契約としての最低限度(10名)を下回った場合には、ご契約が成立しません。また、個別でのご契約もお引受しておりませんので、あらかじめご了承ください。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- ＜税法上の取扱い(2022年9月現在)＞
- 【団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】
- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
- (注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、AセットおよびCセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
- (注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- 個人情報の取扱いについて
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
- 【個人情報の取扱いについて】
- この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
- また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況等を保険契約者(団体)、代理店・扱者等に提供することがあります。
- ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
- また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。
- 詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

【代理店・扱者】
三井物産インシュアランス株式会社 個人・職域営業部(TKZHI)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3丁目4-1新国際ビル2階
03-4333-4567

【引受保険会社】
「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>


こちらからアクセスできます。

補償の内容

団体総合生活補償保険（MS&AD型）＜総合補償保険＞

※印を付した用語については、別冊11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別冊10ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別冊10ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
		保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
		保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(365日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
		保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合…傷害入院保険金日額 × 10 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ☆傷害手術保険金支払倍率変更特約セット	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
		(注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。		柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

※印を付した用語については、別冊11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット 別冊10ページ (※)参照	疾病入院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット 別冊10ページ (※)参照	保険期間の開始後(※)に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(365日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等(※3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(※4)(加入者証等に記載されます。)
疾病通院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病通院 保険金の支払条件 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット 別冊10ページ (※)参照	疾病通院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病通院 保険金の支払条件 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット 別冊10ページ (※)参照	疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。 ① 疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合(以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ② 疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気※の治療のため、通院された場合(以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。) (注) 疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)(※)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院に該当するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	など (注) 保険期間の開始時(※5)より前に発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(※6)からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金のお支払または一部をお支払いすることがあります。 (※3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5) 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
[Eセット] 疾病手術 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術 保険金等 支払倍率 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット 別冊10ページ (※)参照	[Eセット] 疾病手術 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術 保険金等 支払倍率 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット 別冊10ページ (※)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合…「疾病入院保険金日額」×「20」 ② ①以外の手術の場合…「疾病入院保険金日額」×「10」 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(※1) 疾病入院保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
[Eセット] 疾病放射線 治療保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術 保険金等 支払倍率 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット 別冊10ページ (※)参照	[Eセット] 疾病放射線 治療保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術 保険金等 支払倍率 変更特約 セット ☆特定精神 障害補償 特約セット 別冊10ページ (※)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (※)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 「疾病入院保険金日額」×「20」 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
[B・Dセット] 疾病手術費用 保険金 ★疾病手術に伴う費用 補償特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット	保険期間中に疾病入院を開始した場合で、その疾病入院の期間中(※)に、医師※による健康保険の手術料の対象となる手術を受けられた場合。 (※) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)が満了するまでの間に限ります。 (注1) 次のいずれかの給付等がある場合は、実際にかかった費用から差し引きます。 ・公的医療保険制度※または労働者災害補償制度※から給付される費用 ・加害者等から支払われた損害賠償金 など (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	疾病入院の期間中(※)に発生した次の費用のうち被保険者が負担した費用をお支払いします。ただし、アからウまでの費用の合計は、1回の疾病入院※につき疾病手術費用保険金額を限度とします。 ア.手術日以降の入院中の治療※に要した費用 イ.手術日以降の病院または診療所のベッドまたは病室の使用料 ウ.医師※の指示により、手術のため入院※中の病院または診療所より、他の病院または診療所へ移転するための移転費(医師または看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。また手術後に入院中の病院または診療所へ再移転するための費用を含みます。) エ.手術を伴う入院によって臨時に発生した費用(1回の手術について10万円をお支払いします。ただし、1回の疾病入院において2回以上手術が行われた場合であっても10万円とします。) (※) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)が満了するまでの間に限ります。 (注1) 次のいずれかの給付等がある場合は、実際にかかった費用から差し引きます。 ・公的医療保険制度※または労働者災害補償制度※から給付される費用 ・加害者等から支払われた損害賠償金 など (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時(※5)より前に発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療・ 拡大治験・ 患者申出療養費用 保険金 ★先進医療・ 拡大治験・ 患者申出療養費用 保険金 補償特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(※1)、拡大治験(※2)または患者申出療養(※3)を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合にご注意】 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償するセットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※4)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※4)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。) (※2)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験(※5)をいいます。 (※3)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 (※4) 先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。 (注) 医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治験または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用(基礎的療養部分に對し給付される保険外併用療養費(※)を除きます。) イ.先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※)これに相当する家族療養費を含みます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)(※)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	【ケガの治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別冊10ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別冊10ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 【病気の治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時(※5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療(※6)、拡大治験(※7)または患者申出療養(※8)に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5) 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。) (※7)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験(※9)をいいます。 (※8)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 (※9)「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。

※印を付した用語については、別冊11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断 保険金 ★三大疾病診断 保険金補償(待 機期間不設定) 特約	医師※によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病※したことが診断され、治療※を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院※された場合に限ります。)		三大疾病診断保険金額の全額	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)(のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病※した時が、この保険契約の始期日(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。)
	支払事由	支払要件		
	がん(悪性新生物、上皮内新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(※1)により診断された場合に限ります。	――		
	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。		
	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。		
	(※1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※2)がん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気※を含みます。		(注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
葬祭費用 保険金 ★葬祭費用 補償特約	補償対象者(※1)が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族※が葬祭費用を負担された場合 ①保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②保険期間の開始時以降(※2)に発病※した病気※のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金がかかるべき場合で、その原因となった病気(※3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間※が満了するまでの間(※4)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限ります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償するセットに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(※3)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(※3)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2)葬祭費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (※3)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※4)365日を限度とします。	補償対象者の親族※が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)がある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●別冊10ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。))により入院※された場合 など (注)保険期間の開始時(※3)より前に発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(※4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (※2)これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 保険金 ★日常生活 賠償特約	①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(※1)を運行不能(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア。本人の居住の用に供される住宅(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ。被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3)敷地内の不動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)(が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

受託物賠償 責任保険金 ★受託物賠償 責任補償特約	保険期間中で、受託物(※1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊(※2)・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)(から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別冊9ページの「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(※) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(1回の事故につき5,000円) (※)被害受託物の時価額が限度となります。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) (次ページにつづく)
------------------------------------	--	---	--

※印を付した用語については、別冊11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約			(前ページからのつづき) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことによる損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●下記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

受託物賠償責任補償特約をセットする場合
補償対象外となる主な『受託物』
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
[Y3オプション] 親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	保険期間中に、特約被保険者(※)が要介護状態(要介護3以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合 (※)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は別冊2ページの<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など (注)保険期間の開始時(※1)より前に要介護状態の原因となった事由(※2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(※2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (次ページにつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
[Y2オプション] 親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	保険期間中に、特約被保険者(※)が要介護状態(要介護2以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合 (※)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は別冊2ページの<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	(前ページからのつづき) (※2)公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気※を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(※1)の原因となった病気(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気(※2)を発病した時が、その病気による入院(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
(※1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
(※2)疾病入院(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。
被保険者が、疾病入院保険金を支払うべき入院をした場合、入院開始時に異なる疾病(注)を併発していたときまたは入院中に異なる疾病(注)を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病による1回の疾病入院とみなします。
(注)異なる疾病とは、入院開始の直接の原因となった疾病以外で、疾病入院保険金が支払われるべき入院の原因となる疾病をいいます。

●補償対象外となる運動等
山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
●補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【特約の説明】			
セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
天災危険補償特約 (A、B、C、D、Eセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。		
	同様の取扱いとなる保険金	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金(N3オプションをセットした場合)	
傷害手術保険金支払倍率変更特約(A、B、C、D、Eセット)	傷害手術保険金のお支払額を以下のとおりに変更します。 ①入院※中に受けた手術※の場合…[傷害入院保険金日額]×20 ②①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×10		
傷害入院保険金の7日間2倍支払特約 (A、B、C、D、Eセット)	傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した期間の最初の7日間に対して、傷害入院保険金の2倍の額をお支払いします。 (注)傷害入院保険金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガ※をされた場合でも、2倍のお支払いをする日数は最初の傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。		

（前ページからのつづき）

セットする特約	特約の説明
疾病手術保険金等支払倍率変更特約（Eセット）	疾病手術保険金のお支払額を以下のとおりに変更します。 ①入院※中に受けた手術※の場合…〔疾病入院保険金日額〕×20 ②①以外の手術の場合…〔疾病入院保険金日額〕×10 また、疾病放射線治療保険金のお支払額を〔疾病入院保険金日額〕×20に変更します。
疾病手術保険金等対象外特約（B、Dセット）	疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金をお支払いしません。

※印の用語のご説明【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等を含みません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（※）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（※）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（※）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
（※）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限りです。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果で医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれに基づく医療保険制度をいいます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	傷害入院保険金、傷害通院保険金 疾病入院保険金、疾病通院保険金
-------------	------------------------------------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	傷害入院保険金、傷害通院保険金 疾病入院保険金、疾病通院保険金
-------------	------------------------------------

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（※1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為（※2）
- （※1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（※2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師※が診断（※）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。（※）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上）
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
- ※「要介護状態（要介護2以上の状態）」は上記の「要介護3以上」を「要介護2以上」と読み替えます。
- 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法および公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

動産総合保険＜総合補償保険＞

〈携行品一式契約特約（家族型）、国外危険補償追加特約（携行品一式契約用）、携行品一式契約特約・追加特約（三井物産総合補償保険専用）付〉

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、セットされる特約によりお支払いしない保険金がありますので、詳しくは普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金等の額	保険金をお支払いしない主な場合
損害保険金	保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件はセットされる特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。	損害保険金 ^{（注1）} ＝ 損害の額 ^{（注2）} － 免責金額 ^{（注3）} （注1）1回の事故および保険期間通算で保険金額が限度となります。 （注2）損害の額は、保険価額に基づいて算出します。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式 ^{※1} によって算出した額とします。ただし、保険の対象が通貨、貴金属、宝石類または乗車券等である場合、損害の額が5万円を超えるときは損害の額を5万円とします。	次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。 ・保険契約者、被保険者（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・保険契約者、被保険者（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人でない方が、保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方（その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。ただし、保険の対象を保管する建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等）をいいます。）が風災、雹（ひょう）災、雪災または不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害についてはお支払いします。 ・直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害 ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他その有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害 ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
	①手形、小切手、株券、債券その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。）その他これらに類するもの ②預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカードその他これらに類するもの ③稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物 ④船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車を含みます。）、原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。）、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 ⑤自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール模型その他これらに類する物およびこれらの付属品 ⑥携帯電話・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑦義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類する物 ⑧動物および植物等の生物 ⑨書画、骨董（とう）、彫刻、美術品その他これらに類する物 ⑩テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 ⑪その他加入者証記載の物	損害の額＝修理費－修理によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額 ^{※2} －修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ※1 算式 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 ※2 増加額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われていないときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 （注3）保険の対象が全損の場合および火災、落雷、破裂・爆発による損害の場合は、免責金額を差し引きません。	次掲の事故、損害等によって生じた損害 ・火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾（じょう）、労働争議、盗難 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・保険の対象に加工（修理を除きます。）を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾（じょう）、労働争議、盗難に限定して保険金をお支払いします。 ・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害 ・保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害 ・検品または梱卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。 ・保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって保険の対象に生じた損害 ・格落ち（保険の対象の価値の低下）によって生じた損害 ・保険の対象である楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化によって生じた損害

（次ページにつづく）

の動産および不動産を含みます。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- 「人身傷害」とは、傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいい、不当な身体の拘束による自由の侵害および名誉毀(き)損ならびに口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損およびプライバシーの侵害を含みます。
- 「身体障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
- 「第一次保険」とは、個人包括賠償責任保険(CPL保険)で支払われるべき人身障害または財物損壊の全部または一部について、保険金が支払われる他の保険契約をいい、加入者証の第一次保険欄に記載されたものをいいます。
- 「特約」とは、オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
- 「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
- 「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。
- 「被保険者」とは、保険契約により補償を受けられる方をいいます。
- 「普通保険約款」とは、基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。

ゴルフ保険＜団体総合生活補償保険＞

※印を付した用語については、別冊17～18ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金のお支払額				保険金をお支払いしない主な場合	
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(0円)				●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内※におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃銃の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など	
	ゴルフアワー賠償責任保険金 ★ゴルフアワー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(※)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限りまう。)を被保険者としてします。 (注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。					
保険金の種類	保険金をお支払いしない場合					●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為またはお預け行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など	
	傷害死亡保険金 ★ゴルフアワー傷害補償特約	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。					
						(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害後遺障害保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	$[\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}] \times [\text{約款所定の保険金支払割合}(4\% \sim 100\%)]$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(傷害死亡保険金と同じ)
傷害入院保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$[\text{傷害入院保険金日額}] \times [\text{傷害入院の日数}]$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(180日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 $[\text{傷害入院保険金日額}] \times [10]$ ②①以外の手術の場合 $[\text{傷害入院保険金日額}] \times [5]$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院せられない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$[\text{傷害通院保険金日額}] \times [\text{傷害通院の日数}]$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。 ●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品 補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方)が限度となります。)をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にがある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族※の故意による損害 ● ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス ア.同伴競技者※ イ.同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。	次の費用のうち実際に支出した額 ア.贈呈用記念品購入費用(※1) イ.祝賀会に要する費用 ウ.ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ.同伴キャディ※に対する祝儀 オ.その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (※1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (※2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。	●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(※)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
	②達成証明資料(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、バー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(※2)により証明できるものに限ります。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明【団体総合生活補償保険】

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等含まれません。)をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
 - (※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限りです。

・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りです。

- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金
・傷害通院保険金

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金
・傷害通院保険金

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
- ②先進医療※に該当する診療行為(※2)

(※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療によ

所得補償保険<スーパー所得補償保険(短期補償コース)>

※印を付した用語については、別冊20ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆精神障害補償特約セット ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※(4日または7日)を超えて継続した場合(注)「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲(※)の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能※についても保険金をお支払いします。 (※)お支払対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF20からF29またはF30からF38に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。 <お支払対象となる精神障害の例> 統合失調症、躁病、うつ病 など	保険金額 × 就業不能期間※の月数(※) + 就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数 30 (※)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (注1)保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)原因または発生した時が異なる複数のケガ※または病気※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)、灸(きゅう)、マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(※1)やケガ(加入者証等に記載されます。)などによる就業不能※ ●精神障害(※2)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時(※3)より前に発病※した病気(※1)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (※1)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。ただし、精神障害補償特約がセットされているため、分類コードF20からF29またはF30からF38に規定されたものはお支払い対象となります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、パニック障害、情緒不安定性人格障害、知的障害 など (※3)就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

(☆)【再度就業不能※となった場合の取扱い】
免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱いいます。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生時の時または病気(※)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。
①ケガの原因となった事故発生時の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、ケガの原因となった事故発生時の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。
(※)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

り、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。
天災危険補償特約(所得補償保険用)(全セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

団体長期障害所得補償保険<スーパー所得補償保険(長期補償コース)>

※印を付した用語については、別冊20ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書を参照ください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※となった場合	てん補期間※中の就業障害※である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額※ × 所得喪失率※ × 約定給付率※(100%) (注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間※中の就業障害※である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※(400,000円)を限度とします。 (注2)協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3)支払基礎所得額※に約定給付率※を乗じた額が平均月間所得額※を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5)同一の身体障害※により、免責期間※を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等※がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率※を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (次ページにつづく)	(1)新規加入日から12か月以内に就業障害※になった場合、就業障害の原因となった身体障害※について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害(*) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害(*) ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害(*) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害(*) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症狀のない感染による就業障害(*) など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気(*)等(保険証券等に記載されます。))による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (※2)「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (※3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (※4)「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日(次ページにつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		(前ページからのつづき) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(前ページからのつづき) 日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F20～F29 (2)F30～F38 (※5)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (※6)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (※7)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。
		柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。	

※印の用語のご説明【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「回復所得額」とは、免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を含みません。
- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、
1口あたり保険金額 × 加入口数 によって算出した額となります。
- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。ただし、てん補期間が2年を超える契約である場合において、免責期間※終了日の翌日から起算して24か月経過後は、被保険者がその経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

●「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

割合＝1－ $\frac{\text{免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$

ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 「身体障害」とは、傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「てん補期間」とは、以下をいいます。

所得補償保険：引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。

団体長期障害所得補償保険：引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師※が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。
- 「平均月間所得額」とは、以下における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

所得補償保険：被保険者が就業不能※となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。

団体長期障害所得補償保険：被保険者の就業障害※が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額＝ $\frac{(\text{年間収入額}(\ast 1))-(\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}(\ast 2))}{12(\text{か月})}$

(※1)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

(※2)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

- 「免責期間」とは、以下の期間をいい、この期間は保険金支払いの対象となりません。所得補償保険：就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された就業障害※が継続する期間をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 動産総合保険・個人包括賠償責任保険（CPL保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで賠償責任など日常のさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人（＊1）	配偶者	その他親族
本人型	○	－	－

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 疾病手術に伴う費用補償特約 先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約 三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約 葬祭費用補償特約	本人（＊1）のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a)本人（＊1） (b)本人（＊1）の配偶者 (c)同居の親族（本人（＊1）またはその配偶者と同居の、本人（＊1）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人（＊1）またはその配偶者と別居の、本人（＊1）またはその配偶者の未婚の子） (e)（a）から（d）までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（＊2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。
受託物賠償責任補償特約	
親介護一時金支払特約 （親介護）	本人（＊1）の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

- （＊1）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- （＊2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

【所得補償保険】

被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点でAT・CTセットは満20才以上69才以下の方、AU・CUセットは満20才以上60才以下の方、かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

【団体長期障害所得補償保険】

被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年令が満20才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

【動産総合保険】

動産総合保険 普通保険約款	+ 自動セット特約 + 携行品一式契約特約（家族型） + 携行品一式契約特約・追加特約（三井物産総合補償保険専用） + 国外危険補償追加特約（携行品一式契約用）
------------------	---

被保険者（補償の対象）となる方
・加入申込票に「記名被保険者」として記名した方 ・記名被保険者の配偶者 ・記名被保険者またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚の子

【個人包括賠償責任保険（CPL保険）】

個人包括賠償責任 保険普通保険約款	<自動セット特約> ・個人包括追加特約 ・個人包括追加特約の読替特約 ・被害者治療費補償特約 ・支払通貨および為替交換比率に関する特約
----------------------	---

この保険は、被保険者が負担する損害賠償責任の額が＜第一次保険で保険金支払の対象となる額＞または＜自己負担限度額＞のいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額のみをお支払いします。ご契約の際には、別途支払限度額5,000万円以上の第一次保険の手配が必要になりますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者（補償の対象）となる方
①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者と同居 ^{（注1）} の親族 ④記名被保険者またはその配偶者と別居の未婚の子 ⑤①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 ^{（注2）} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。 （注1）同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。 （注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りです。 ※同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生時におけるものをいいます。

【ゴルフアー保険（団体総合生活補償保険）】

被保険者（補償の対象者）が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフアー賠償責任保険特約	(a)本人（＊1） (b)本人（＊1）が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（＊2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。
ゴルフアー傷害補償特約 ゴルフ用品補償特約	本人（＊1）のみが被保険者となります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	

- （＊1）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 - （＊2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- （注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合は別冊4～20ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
別冊4～20ページをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
別冊4～20ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

別冊4～20ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

（5）引受条件

【団体総合生活補償保険】

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

【所得補償保険】

所得補償保険金額は、被保険者（補償の対象者）が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます（就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 動産総合保険・個人包括賠償責任保険（CPL保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は三井物産株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務・通知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等（＊）に関する情報
（＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、ゴルフアー保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」（病気を補償する契約に限りです。）「性別」（団体長期障害所得補償保険）
- ③被保険者の健康状況告知（病気を補償する契約に限りです。）
- ④被保険者の「職業・職務」（所得補償保険に限りです。）

<健康状況告知について>

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

・告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

【所得補償保険】

・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
- 健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：40％（＊）
- （＊）公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者（給与所得者）については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70％とします。

【動産総合保険】

商品パンフレットをご参照ください。

【個人包括賠償責任保険（CPL保険）】

商品パンフレットをご参照ください。

2.保険料

保険料は支払基礎所得額・支払限度額・保険金額・免責期間・免責金額・被保険者（補償の対象者）の方の年令・性別・保険期間・てん補期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては商品パンフレットおよび加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

別冊1ページをご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。（団体長期障害所得補償保険を除く）

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。【注意喚起情報のご説明】の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

6.無事故戻し返れい金【所得補償保険】

無事故戻しは行いません（無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。）。

口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（＊1）より前に発病した病気（＊2）（発病日は医師の診断（＊3）によります。）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い（＊4）は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- （＊1）新規にご加入される場合はこの保険契約のご加入時、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- （＊2）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

（＊3）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

（＊4）特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

【団体長期障害所得補償保険】

・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（＊1）より前に発病した病気（発病日は医師の診断（＊2）によります。）または発生した事故によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払い

しません。このお取扱い(※3)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありま

せ

ので、ご注意ください。ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。

①新規加入の場合、その被保険者が加入日前12か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の治療(※4)を受けていなかったとき

②継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して12か月以前であるとき

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(※2)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(※3)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外では

ありません。

(※4)診察または治療のための服薬を含みます。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

【所得補償保険】

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

〈通知事項〉

・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

【個人包括賠償責任保険(CPL保険)】

■この保険には通知義務の対象となる項目は存在しません。なお、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

①加入者証記載の住所または電話番号を変更した場合

②上記のほか、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(3)その他の注意事項

【団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

■同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、ゴルフファー保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

【団体総合生活補償保険】

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に、この保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。

①この保険契約(※)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(※)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(※)保険契約　その被保険者に係る部分に限ります。

(ゴルフー保険の場合は「保険契約」を「ゴルフー傷害補償特約」と読み替えます。)

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡くだ

さい。将来に向かって、保険金額または支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。

(※)保険契約　その被保険者に係る部分に限ります。

【団体総合生活補償保険・個人包括賠償責任保険(CPL保険)】

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・個人包括賠償責任保険以外の保険契約)にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 日常生活賠償特約、ゴルフー賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償

【所得補償保険】

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
	所得補償保険	他の所得補償保険

【団体長期障害所得補償保険】

■補償重複

ご加入にあたっては、被保険者またはそのご家族でご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(※)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
	団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、別冊1ページ記載の方法により払込みください。別冊1ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

別冊4～20ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および団体長期障害所得補償保険の場合は協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気、身体障害等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②他の保険契約または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。(団体総合生活補償保険のみ)

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

など

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、別冊1ページ記載の方法により払込みください。別冊1ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いするが発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・個人包括賠償責任保険を除く)

6.失効について

【団体総合生活補償保険・個人包括賠償責任保険(CPL保険)】
ご加入後に、被保険者(個人包括賠償責任保険の場合は被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。保険料の返還等、詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】
ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能(団体長期障害所得補償保険は就業障害)の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができないいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。保険料の返還等、詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

【動産総合保険】
申込人または被保険者が保険の対象を譲渡した場合(注1)、または保険の対象の全部が失われた場合(注2)は、この保険契約は失効となります。保険料の返還等、詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

(注1)保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。
(注2)普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

7.解約と解約返れい金
ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ この保険商品に関するお問い合わせは ■

【代理店・扱者】

三井物産インシュアランス株式会社

03-4333-4567

(平日 10:00～16:00 土日祝休)

受付時間は変更となる場合がございます。詳細はホームページをご確認ください。

■ 万一、ケガをされたり、病気になられたり、事故が起こった場合は ■

三井住友海上火災保険株式会社

三井物産グループ事故受付専用ダイヤル

0120-06-8333

(受付時間:24時間365日)

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス
「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。
詳細はWEB画面をご覧ください。



・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。また、追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。

8.保険金支払後の保険契約【動産総合保険】
損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額に相当する額となった場合は、ご契約は損害発生時に終了します。
(注)詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

9.保険会社破綻時等の取扱い
別冊1ページをご参照ください。

10.個人情報の取扱いについて
別冊3ページをご参照ください。

11.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意【団体総合生活補償保険(MS&AD型)・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】
現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。(団体長期障害所得補償保険を除く)

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型)・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガまたは就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

■ 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは ■

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。



■ 指定紛争解決機関 ■

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
(ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))0570-022-808
・受付時間[平日　9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

別冊 23

別冊 24

ご加入内容確認事項【団体総合生活補償保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険】

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

●保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）	●保険期間（保険のご契約期間）
●保険金額（ご契約金額）	●保険料・保険料払込方法

2.加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。
・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。 *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？ ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？ または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？ ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？ *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
◆「 <u>所得補償保険・GLTD【団体長期障害所得補償保険】（定額型）のタイプをお申込みの場合のみ</u> 」をご確認ください。 保険金額または支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の40％（GLTDの免責1,095日コース（L20、L30、L40セット）の場合は70％）以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？
◆「 <u>健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ</u> 」をご確認ください。 被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3.次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

ご加入内容確認事項【個人包括賠償責任保険（CPL保険）】

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、ご加入いただく保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。
お手数ですが、次の①～④の項目について「今回ご加入の保険契約」がお客さまのご希望にそった内容となっていること、ならびに、他の保険契約との重複について「加入申込票」、「本パンフレット」等でご確認ください。

①保険の種類、補償内容、セットしている特約 ②支払限度額 ③被保険者の範囲 ④保険期間

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

団体総合生活補償保険（MS&AD型）・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険
健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重（*）することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。
（*）保険金額・支払基礎所得額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1.健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）で自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

（注）団体総合生活補償保険においては告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金 支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理して回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

2.正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4.「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
疾病手術に伴う費用補償特約	
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	ご加入はお引受できません。
親介護一時金支払特約 親介護	

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ②ご加入はお引受できません。

5.現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6.保険期間の開始前の発病等の取扱い

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*1）より前に発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日（*3）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病手術に伴う費用補償特約	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*1）より前に被ったケガまたは発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*1）より前に発病した三大疾病（*4）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*1）より前に被ったケガまたは発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*1）より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- （*1）同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時をいいます。
- （*2）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
- （*3）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- （*4）その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

【所得補償保険】

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（※1）より前に発病した病気（※2）（発病日は医師の診断（※3）によります。）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い（※4）は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
（※1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
（※2）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
（※3）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
（※4）特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（※1）より前に発病した病気（発病日は医師の診断（※2）によります。）または発生した事故によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払いしません。このお取扱い（※3）は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。
①新規加入の場合、その被保険者が加入日前12か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の治療（※4）を受けていなかったとき
②継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して12か月以前であるとき
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
（※1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
（※2）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
（※3）特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。
（※4）診察または治療のための服薬を含みます。

7.その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
疾病手術に伴う費用補償特約	【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
葬祭費用補償特約	◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

団体総合生活補償保険（MS&AD型） 健康状況告知書質問事項

親介護一時金専用 この健康状況告知書質問事項は、「親介護一時金支払特約」の特約被保険者専用の質問書です。

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「親介護一時金支払特約」をセットするプランにお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方（※1）（特約被保険者または介護対象者）に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。（※2）また、ご確認方法を選択してください。
（※1）基本部分の被保険者の親御様（姻族を含みます。）をいいます。
（※2）「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方（※1）を代理して、ご回答いただきます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下記の質問1～4のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合には、ご加入をお引受できません。

質問 1	次のいずれかの項目に該当していますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
------	---

質問 2	医師により「認知症」または「次のいずれかの病気」と診断されたことがありますか。 （現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある場合は告知の対象となります。） 統合失調症・気分障害（躁病、うつ病、躁うつ病、反応性抑うつ 等）、神経症、自律神経失調症、拒食症、不眠症、適応障害
------	--

質問 3	現在、入院中または療養のため就床中ですか。
------	-----------------------

質問 4	下表の「病名・症状一覧」記載の病気や症状と診断されたことがありますか。 （現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある場合は告知の対象となります。）
------	---

確認方法

特約被保険者または介護対象者となる方（親御様）へのご確認方法を以下からご選択ください。
（複数に該当する場合は、最も番号の若い（小さい）確認方法に○をしてください。）
（選択肢） ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段

病名・症状一覧

脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形 ●眼底出血＊（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症 等） ＊外傷性を除きます。
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞 等） ●不整脈＊（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮 等） ＊治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます。 ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症 等） ●心内膜炎 ●冠不全 ●心肥大（心室肥大 等） ●心不全 ●心筋症 ●大動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞 等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD） ●肺炎腫 ●肺線維症 ●気管支喘息＊ ＊終診した小児喘息を除きます。 ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症 等）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症 等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎＊ ●C型肝炎＊ ＊ウイルスキャリア（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●筋ジストロフィー症 ●骨髄炎 ●骨粗しょう症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫）＊ ＊上皮内新生物は含みません。
その他	●糖尿病（インシュリンの投与を受けている場合に限ります。） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限ります。） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます。） ●アルツハイマー病 ●レビー小体病 ●ピック病 ●アルコール依存症 ●薬物依存症 ●早老症（ウェルナー症候群 等） ●閉塞性動脈硬化症（ASO） ●正常圧水頭症 ●シェーグレン症候群 ●成人スティル病 ●アレルギー性肉芽腫血管炎 ●側頭動脈炎 ●抗リン脂質抗体症候群 ●好酸球性筋膜炎 ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（http://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。）

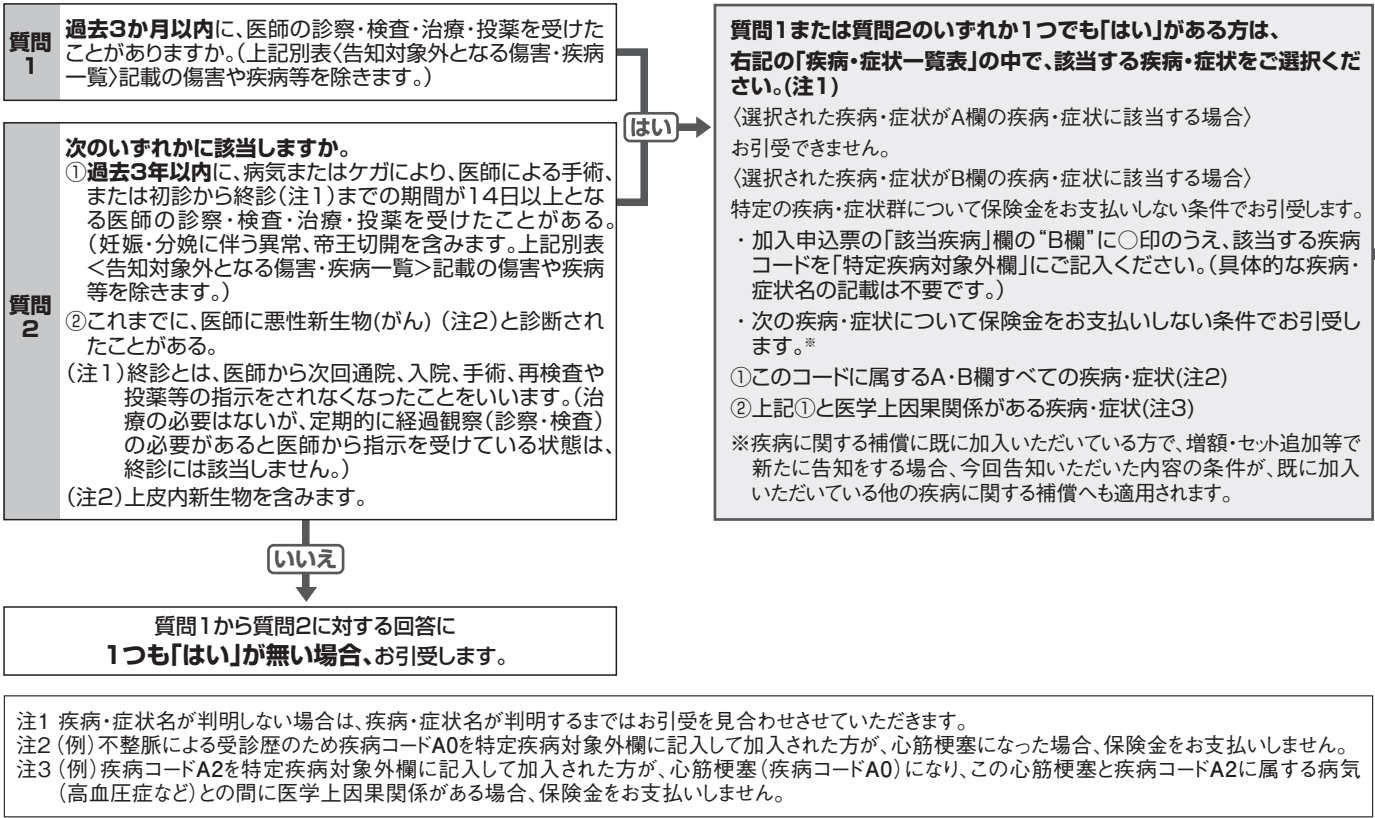
団体総合生活補償保険（MS&AD型） 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合は、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者（補償の対象者）ご自身がお答えください。（*）
（*）告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

〈告知対象外となる傷害・疾病一覧〉

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	●アレルギー性鼻炎※、花粉症※ ●アトピー性皮膚炎※ ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ※ ※ただし、右記の「疾病・症状一覧表」の疾病コード`J0,J1,J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていなければ告知いただく必要のないもの	●かぜ※、感冒※、インフルエンザ※ ※入院、手術のないものに限ります。 ●右記の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩※ ※妊婦健康診査は通院には含まれません。



〈ご注意〉特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は、募集パンフレットをご確認ください。

疾病・症状一覧表 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分 類	疾病コード	A 欄	B 欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群※ ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘤）、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、脂肪肝、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝※ ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	膵臓がん	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
呼吸器系の疾患	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息※、喘息性気管支炎※ ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
泌尿器・生殖系系の疾患	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔湾曲症
	D0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）	腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
内分泌系の疾患	D3		尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
血液・造血器系の疾患	E2		甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核（腎結核を除きます。）	
	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
神経・感覚器系の疾患	G4		淋病、梅毒、その他の性病
	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
筋・骨格系の疾患	H3		中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病※ ※ペーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーク・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（がん）※ ※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害※1、ストレス関連障害※2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。	
妊娠・出産にかかる疾患	Q1（注）		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病

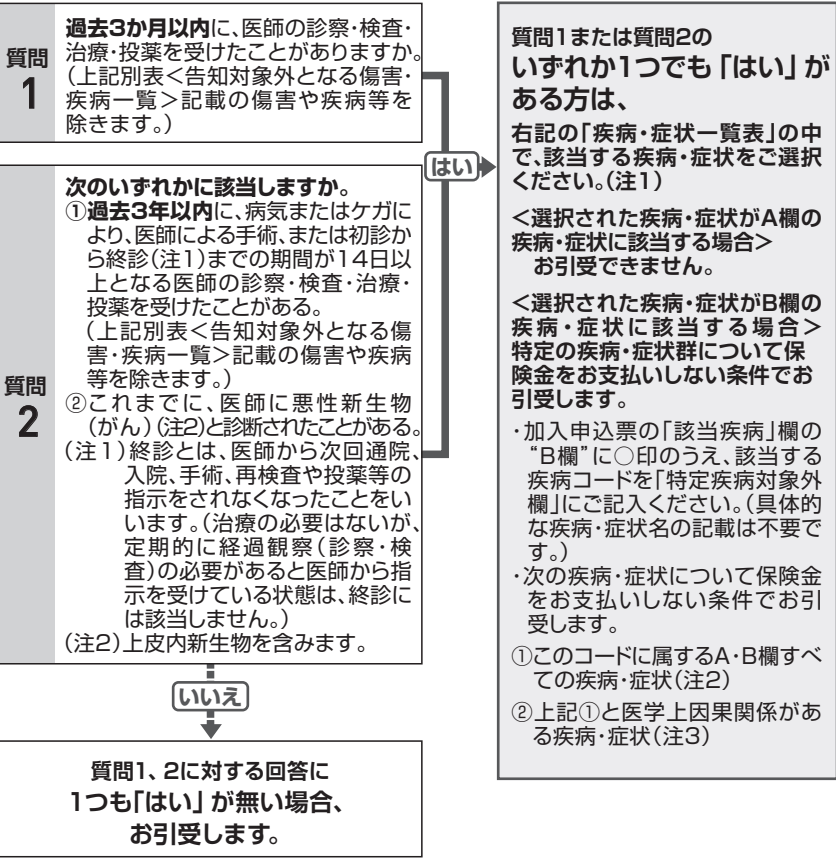
（注）「Q1」は質問1または質問2①に該当する場合にご記入ください。
【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】
加入申込票の「特定疾病対象外欄」の“疾病コード・疾病名称”に疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名（カタカナ）」をご記入ください。ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。
なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状を選択ください。
（例）「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「所得補償保険・団体長期障害所得補償保険」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合は、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には必ず被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

＜告知対象外となる傷害・疾病一覧＞	
現在治療中でも告知いただく必要のないもの	●アレルギー性鼻炎※、花粉症※ ●アトピー性皮膚炎※ ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ※ ※ただし、右記の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。 ●妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていなければ告知いただく必要のないもの	●かぜ※、感冒※、インフルエンザ※ ※入院、手術のないものに限ります。 ●右記の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0,J1,J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎



＜ご注意＞特定疾病対象外欄への対象外となる疾病症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は募集パンフレットをご確認ください。

注1 疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。
注2 (例) 不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。
注3 (例) 疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞(疾病コードA0)になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気(高血圧症など)との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。

疾病・症状一覧表			
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病		コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。	
分類	疾病コード	A 欄	B 欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
呼吸器系の疾患	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息※、喘息性気管支炎※ ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔弯曲症
	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)	腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
泌尿器・生殖器系の疾患	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3		尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
内分泌系の疾患	E2		甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
血液・造血器系の疾患	G0	結核(腎結核を除きます。)	
	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウィルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
	G4		淋病、梅毒、その他の性病
感染・寄生虫症	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
	H3		脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
神経・感覚器系の疾患	J0	脊椎カリエス	
	J1	膠原病※ ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈指腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
	K0	外傷後遺症	頭部外傷後遺症、脳挫傷
	L0	皮膚の疾患	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)※ ※上皮内新生物を含みます。	
	N0	職業病	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害※1、ストレス関連障害※2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。	

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない加入申込票の「特定疾病対象外欄」の“疾病コード・疾病・症状”ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合(例)「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」に疾病コード「R0」および具体的な「疾病・症状名(カタカナ)」をご記入ください。因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

職種コード一覧 (所得補償保険)	
職種コード	職業名・職種名
011	研究者・研究員
技術者 (技師・監督を含みます。)	
021	金属精錬、科学作業、食品、農業、電気
022	鉱山
023	航空機 (搭乗する方は除きます。)
024	土木・建築
025	造船
026	上記以外の技術的な業務に従事する方
031	教員・教師・講師
医療保健技術者	
041	医師 (獣医を含みます。)、歯科医師
042	薬剤師
043	船医
044	保健師、助産師、看護師 (見習いを含みます。)
045	マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師、骨つぎ師、柔道整復師
049	上記以外の技術的、専門的な医療、保健衛生の業務に従事する方
051	芸術家・芸能家
061	職業スポーツ家
その他の専門的職業従事者	
071	弁護士
072	裁判官、判事、司法書士、検事、行政書士等
073	公認会計士
074	税理士、社会保険労務士、弁理士、中小企業診断士、技術士、計理士等
075	記者、編集者 (戦争通信員は除きます。)、文芸家、著述家、評論家、宗教活動に従事する方、社会福祉事業に関する専門的な業務に従事する方、カメラマン (戦争カメラマンは除きます。)、写真家 (撮影技師、助手等を含みます。)、検査員 (農業、肥料、生糸等)、土地家屋調査士、不動産管理士、不動産鑑定士
076	乗馬教師、馬術教師、馬調教師、犬訓練士、武道師範、スキーインストラクター、テニスインストラクター、ゴルフインストラクター、フェンシング師範、自動車教習所教員、ピアノ調律師 上記以外の専門的な業務に従事する方
111	管理的職業従事者
121	一般事務従事者
131	作業的事務員
141	商品販売従事者
191	その他の販売従事者
211	農耕作業者
221	養蚕作業者
231	養畜作業者
241	林業作業者
251	その他の農林業作業者
261	漁業作業者
271	採掘作業者
311	鉄道関係従事者
321	船舶関係従事者
331	自動車運転者
航空機関係従事者	
341	客室乗務員、航空機整備員
351	その他の運輸従事者
361	通信従事者
411	金属材料製造作業者
421	金属加工作業者
431	電気機械器具組立・修理作業者
輸送機械組立・修理作業者	
441	組立作業者、修理作業者、自動車解体工
442	船舶組立工
451	計器・光学機械器具組立・修理作業者
491	その他機械組立工・修理作業者
511	製糸・紡織作業者
521	裁断・縫製作業者
531	木・竹・草・つる製品製造作業者
541	バルブ・紙・紙製品製造作業者
551	印刷・製本作業者
611	ゴム・プラスチック製品製造作業者
621	かわ・かわ製品製造作業者
631	窯業・土石製品製造作業者
641	飲食物品製造作業者
651	化学製品製造作業者
711	建設作業者 (陸上)
712	建設作業者 (海上)
721	位置機関・機械および建設機械運転作業者
731	電気作業者
741	技術補助員
791	その他の技能工、生産工程作業者
811	保安職業従事者
821	家事サービス職業従事者
831	個人サービス職業従事者
891	その他のサービス職業従事者
911	家事従事者、上記のいずれにも入らない方

(注) 航空機乗組員または航空機使用事業・自家用航空機乗組員の方は、代理店・扱者または引受保険会社にご照会ください。

